

**協会活動報告****令和3年度 活動概要**

理事会および各種委員会での討議を踏まえて以下の事業や諸活動が推進された。

**[定時総会と小児保健学会]**

令和3年6月1日に、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ最小限に簡略化して執り行い、令和2年度事業の報告に加え、令和3年度の決算について審議され承認された。

学会も中止としたが、一般講演は機関誌49号へ誌面発表とした。

**[乳幼児健康診査事業]**

令和3年度も40市町村から乳児と3歳児健康診査の委託を受け、1歳6か月児については、新たに宜野湾市からの委託を受けて、35市町村からの委託と4町村からの情報処理業務を受託した。令和3年10月25日から11月19日まで「令和2年度乳幼児健康診査実績報告会」をWEB配信し、一般健診の部を宮城雅也会長、歯科健診の部を比嘉千賀子理事が担当した。

**[保健師研修会]**

令和3年5月26日～6月15日の日程で、講師10名による講演をWEB配信した。質疑応答もオンデマンドで行い、研修会終了後に本研修会に関するアンケート調査も行った。

**[保健セミナー]**

令和3年12月14日～12月28日の日程で、眼科医の宮里智子先生（沖縄県立南部医療センター・こども医療センター）を講師にお迎えし「3歳児健診の屈折検査導入の意義」と題してWEB配信で開催した。

**[第68回日本小児保健学会]**

当協会主催でWEB開催された。（リアル配信：令和3年6月18日～6月20日、オンデマンド配信：令和3年6月16日～7月8日）

**[母子保健推進員研修会]**

沖縄県母子保健推進員連絡協議会との共催により、令和3年11月15日に第1回母子保健推進員研修会を開催し、「生きづらい世界で育つ子ども達～非行少年が教えてくれたこと～」と題し、山田照子氏（cocoro育teru活動代表）にご講演いただいた。

**[第54回沖縄県母子保健大会]** ※新型コロナ感染拡大防止のため中止**[親子で歯っぴ～プロジェクトの受託]**

沖縄県の永久歯むし歯状況の改善を目的に、永久歯萌出開始時期の5歳児を対象に第一大臼歯を中心とした対策の実施とモデル市での取り組みの効果検証を行う事業を沖縄県健康長寿課から受託した。

令和3年10月～12月には、就学時健康診断における親子で歯っぴ～ケアグッズの配布と事業の評価のためのアンケート調査を実施、集計作業を行った。

**[家庭訪問支援員等児童相談業務担当者研修]**

各市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等に携わる家庭訪問支援員の専門的知識の習得と資質の向上を目的とした事業を沖縄県青少年・子ども家庭課から受託した。

乳児家庭全戸訪問事業等家庭訪問担当者研修（令和3年7月26日～8月13日）は、講師8名による講演をWEB配信した。養育支援訪問事業等家庭訪問担当者研修（令和3年7月26日～8月13日）は、講師6名による講演をWEB配信した。事例検討会（令和3年11月4日）は當山富士子先生（元沖縄県立看護大学教授）を講師にお迎えして開催し、特別研修（令和3年11月4日）は「家庭訪問時における『新型コロナウイルス感染症』予防について」と題して高山義浩先生（沖縄県立中部病院 感染症内科）にご講演いただいた。

**[広報及び啓発活動]**

広報活動の一環である機関誌「沖縄の小児保健」49号を発刊。令和3年度版親子健康手帳を作成し、頒布した。

**[その他の活動]**

沖縄県はしか“0”プロジェクト推進活動と沖縄県母子保健推進員連絡協議会活動、おきなわ小児V P D研究委員会の事務局を担う等、小児保健・小児医療活動の推進団体の支援を行った。

## 令和2年度 事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

### 〔I〕 法人の概況

#### (目的)

公益社団法人沖縄県小児保健協会は、小児保健に関する普及啓発並びに人材育成等の公益目的事業を関係機関等との連携を図りながら推進し、ひいては沖縄県の小児保健の資質向上に寄与することを目的とする。

#### (事業)

本法人の事業は以下で、沖縄県内において行う。

- (1) 乳幼児健康診査事業の推進
- (2) 小児保健の調査及び研究等
- (3) 小児保健医療等の向上推進
- (4) 学術集会及び研修会等の開催
- (5) 母子保健従事者等の育成及び顕彰
- (6) 小児保健活動関係等への助成
- (7) 機関誌その他冊子等の出版
- (8) 国際的母子保健関連事業への協力
- (9) 沖縄県小児保健協会附属クリニックの管理運営
- (10) 沖縄小児保健センターの管理運営
- (11) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

また、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 契約駐車場の管理運営
- (2) その他前号に掲げる事業に関連する事業

### 〔II〕 法人の事業に関する事項

令和2年度も沖縄県小児保健協会の根幹となる公益目的事業に加え、収益事業、法人事業を、各事業趣旨に基づき、関係者や関係機関等との連携を図りながら推進した。その事業成果等は以下のとおりである。

ただし、令和2年3月から新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止のため、当初計画の事業活動が縮小や中止となるなどの大きな影響を受けた。

#### (1) 事業の経過及びその収益成果

令和2年度各事業の予算額からみる成果

事業別	予算額（千円）	決算額（千円）	達成率（％）
公益目的事業	260,580	246,649	94.7
収益事業	4,610	4,804	104.2
法人事業	504	527	104.6

\* 千円未満は切捨て表示

#### (2) 資金調達並びに投資等の状況

該当なし

#### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

各事業の財政状況等の年度推移

単位：千円

事業	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公益目的	経常収益	296,241	275,530	246,649
	経常費用	283,951	276,793	247,521
	当期経常増減額	12,289	△ 1,262	△ 872
	正味財産期末残高	695,672	685,938	686,555
収 益	経常収益	4,811	4,773	4,804
	経常費用	1,742	1,703	1,815
	当期経常増減額	3,069	3,069	2,989
益	正味財産期末残高	176,559	176,559	176,559

法人	経常収益	574	525	527
	経常費用	1,931	1,909	1,550
	当期経常増減額	△ 1,356	△ 1,384	△ 1,023
	正味財産期末残高	45,645	45,397	45,479

\* 千円未満は切捨て表示

(4) 主要な事業内容

<公益目的事業の部>

1) 乳幼児健康診査の実施及び充実強化

子どもの健康の保持増進を目的に、市町村の委託を受けて乳幼児健康診査を多職種連携によるチームで実施した。

併せて、研修会等を通して健康診査の充実強化にも努めた。

○乳幼児健康診査受託市町村

健康診査受託状況

健康診査名	受託市町村	情報処理市町村	計 (%)
乳児	40	—	40 (97.6)
〈内〉 個別健診併用	—	〈8〉	〈8〉 (19.5)
1歳6か月児	34	5	39 (95.1)
3歳児	40	—	40 (97.6)
2歳児歯科	—	6	6 (14.6)
〈内〉 歯っぴ〜モデル市町村	—	〈3〉	〈3〉 ( 7.3)

\* ( ) は全市町村41に対する率

(注記)

令和2年度の乳児健康診査は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響を受け、当初計画の集団健診が延期や中止等となった。結果は児の受診月齢遅延につながり、対応策に個別健診を併用する市町がでた。

(うるま市 宜野湾市 那覇市 浦添市 豊見城市 糸満市 与那原町 宮古島市)

○乳幼児健康診査実施回数

受託市町村の健康診査実施回数

健康診査実施回数 (令和3年3月31日現在)

健康診査名	診察体制				計	
	1診	2診	3診	4診		
単独	乳児	103	90	44	11	248
	1歳6か月児	159 (66)	43 (37)	—	—	305
	3歳	235	88	—	—	323
セット	乳児&1.6歳&3歳	52	—	—	—	52
	1.6歳&3歳	33	6	—	—	39

参考：( ) は情報処理市町村の健診実施数で別計

○乳幼児健康診査の協力者状況

健康診査への協力者については、事業報告附属明細書に記載

○受診総数

令和2年度乳幼児健康診査受診状況 (2021.3.31 現在)

単位：人

健康診査名	受託受診数		情報処理件数		計	
	一般健診	歯科健診	一般健診	歯科健診	一般健診	歯科健診
乳児 集団	19,203	—	32	—	19,235	—
個別	—	—	6,027	—	6,027	—
1歳6か月児	7,903	7,894	4,585	4,584	12,488	12,478
3歳児	13,305	13,275	—	—	13,305	13,275
2歳児歯科	—	—	—	1,061	—	1,061

注) 対象外児含む

注) 乳児期は健康診査機会が2回提供される。

- 厚生労働省の健やか親子に関する乳幼児健康診査必須問診項目についても情報処理し、市町村へ結果報告を行った。
- 巡回診療に関する沖縄県小児保健協会附属クリニック業務  
沖縄県知事へ40市町村における巡回診療実施計画書の提出
- 市町村と乳幼児健康診査に関する情報交換  
那覇市 令和2年4月24日 5月15日 8月25日 10月28日 豊見城市 令和2年6月5日  
与那原町 令和2年6月29日 うるま市 令和2年7月21日 浦添市 令和2年8月6日  
糸満市 令和2年8月12日 宜野湾市 令和2年8月19日 沖縄市 令和3年3月5日 8月4日
- 令和元年度の乳幼児健康診査から把握された情報の還元  
乳幼児健康診査実績報告会の開催及びHP等にて健診結果の情報を市町村や関係者等に還元した。
- 乳幼児健康診査アンケート調査の実施
  - ①精査票の発行及び貧血検査の実施順序変更に関する調査を実施した。
  - ②乳幼児健診における新型コロナ（COVID-19）感染対策の情報提供を依頼した。
- 乳幼児健康診査事業の精度管理業務等
  - ①市町村から医療機関実施の乳幼児健康診査精密検査結果の提供を受け、情報処理を行った。また、乳幼児健診で担当した医師へも検査結果の情報を還元した。
  - ②貧血検査結果や股関節開排制限等でフォローされた児の、医療機関受診の精査結果を分析・検討を行った。

令和2年度乳幼児精密検査受診結果の情報処理状況

単位：件

年度	健康診査名	委託市町村	受付市町村	受診期間	精査票受付数
令和元年	乳 児	38	31	R 1.4.14～R 2.3.31	469
	1歳6か月児	37	24	R 1.4.10～R 2.3.31	135
	3 歳 児	38	27	R 1.4.11～R 2.3.31	352
令和二年	乳 児	39	32	R 2.4.4～R 3.3.31	954
	1歳6か月児	38	25	R 2.4.2～R 3.3.31	203
	3 歳 児	39	24	R 2.5.21～R 3.3.31	540

- 乳児、1歳6か月児、3歳児用の栄養指導用のリーフレット改訂のため栄養部会の開催
- 乳幼児健康診査ICTシステム構築に向けた調整会議等の開催

## 2) 人材育成等に関する活動

小児保健・医療の従事者や市町村職員向けの研修会等を開催し、関係者の資質向上に努めた。また、県外で開催される学術集会へ関係者を派遣することで母子保健に関する情報収集等の支援に努めた。なお新型コロナウイルス禍で市町村職員等の県外派遣は実施できなかった。

## 〈1〉研修会・講演会等の開催

## ◎乳幼児健康診査関係者対象

①事業	令和元年度乳幼児健康診査実績報告会
日時	令和2年7月31日（金） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためWeb配信
報告	1 一般健診の部 宮城 雅也（沖縄県小児保健協会会長 沖縄中部医療療育センター 小児科医師）
	2 歯科健診の部 比嘉千賀子（沖縄県小児保健協会理事 沖縄県八重山保健所 歯科医師）
②事業	令和2年度市町村母子保健担当者研修会
日時	令和2年7月31日（金） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためWeb配信
講演	1 離乳食リーフレットの改訂のポイントと使用説明 大城ちとせ（豊見城市健康推進課 管理栄養士）
	2 幼児食リーフレットの改訂のポイントと使用説明（1歳6か月児 3歳児） 東江 康代（嘉手納町町民保険課 管理栄養士）
	3 乳幼児健康診査の精密検査データ集計結果（貧血検査）報告 安里 義秀（乳幼児健康診査精度管理部会委員長 あさとこどもクリニック院長）

## ◎小児保健関係者等対象

③事業	沖縄県小児保健学会
日時	令和2年6月6日（土） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
一般講演	※申込演題は、機関誌第48号へ誌面発表（投稿）

## ◎医師対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け開催なし

## ◎母子保健推進員対象

④事業	母子保健推進員研修会		
場所	沖縄小児保健センター 3階ホール		
共催	(公社) 沖縄県小児保健協会 沖縄県母子保健推進員連絡協議会		
日時	令和2年11月20日(金) 13:25~15:05	参加者	51名
講演	COVID19流行時における乳幼児健診に対する沖縄県小児保健協会の考え方 宮城 雅也(沖縄県小児保健協会会長)		

## (2) 県外への派遣制度

⑤事業	県外学術集会等への派遣事業		
催事	第67回日本小児保健協会学術集会 ※Web配信の視察		
期間	令和2年11月4日(水)~11月6日(金)	場所	久留米シティプラザ
出席者	〈理事〉 宮城 雅也 當間 隆也 照屋 明美 棚原 睦子 〈事務局〉 伊敷めぐみ		

## (3) 全国規模の学術集会開催準備

第68回日本小児保健協会学術集会開催に向けて実行委員会等の開催

## 3) 啓発普及に関する活動

一般向けの講演会等の開催やボランティア活動に積極的に参加協力することで、地域住民の小児保健に関する知識の啓発や子育て支援に繋げる。啓発の諸活動は、関係機関等との連携や支援を持って推進展開する。

## (1) 公開セミナー・講演会の開催

## ◎沖縄県母子保健大会の開催

大会は、県内の母子保健関係者が一堂に会し、相互の連携と意識を高め、また、本事業に功績のあった個人及び団体を表彰することで、母子保健事業の一層の推進を図ることを趣旨に開催される。

事業	第54回沖縄県母子保健大会		
シンボルテーマ	みんなで支える 親子の未来		
日時	令和3年1月21日(木) 14:00~17:00	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
主催	沖縄県 (公社) 沖縄県小児保健協会		

## (2) 麻しん・風しんゼロ実現に向けての啓発活動

○はしか・風しん“0”キャンペーン週間の諸行事へ参加 週間セレモニー ※(COVID-19)流行のため中止

## (3) 小児救急医療に関する啓発活動及び適正受診啓発用ガイドブックをHPにて公開

## (4) VPD予防接種の啓発活動

## (5) 子どもの生活習慣の啓発活動

## 4) 小児保健に関する調査・研究並びに情報収集や評価等に関する活動

沖縄の子ども達の健康や生活習慣等に関する情報収集や啓発活動に必要な情報等の整理分析を行った。

## (1) 令和元年度の乳幼児健康診査結果を分析、情報還元

## (2) 市町村へ乳幼児健康診査における新型コロナウイルス感染対策の情報提供依頼(アンケート実施)結果を「COVID19流行時における乳幼児健康診査に対する考え方について」として市町村へ提供

## (3) 乳幼児健康診査における経皮的貧血測定(SpHb)の共同研究のまとめ

## (4) 日本医療研究開発機構の調査へ協力

## ① 侵襲性細菌感染症の疫学調査

## ② 百日咳：小児入院症例サーベイランス調査

## (5) 母子保健等のまとめ

## (6) ホームページ内容の企画調整

協会ホームページの再構築を図った。

ホームページにて、小児保健に関する種々の情報提供を進めた。

## 5) 母子保健功労者の顕彰事業

永年地域で活躍している母子保健従事者を顕彰することで、地域の母子保健活動の活性化に努めた。

## (1) 沖縄県母子保健大会長表彰

沖縄の母子保健活動に顕著な功績のあった個人並びに団体を顕彰した。

実行委員会 令和2年8月5日(水) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために書面決議

大会表彰審査委員会 令和2年10月30日(金)

表彰式 日時 令和3年1月21日(木) 14:00~17:00

場所 沖縄小児保健センター 3階ホール

催事 第54回沖縄県母子保健大会

※表彰式は中止し、個人へ表彰状と記念品を送付することで顕彰とした。

母子保健大会長表彰者 個人の部 15名

前濱 俊之 呉屋 良信 宮里 直美

幸地 千賀子 平良 節子 伊良波 光枝

宮里 邦子 仲本 寿美江 安里 淳子

喜納 真子 小橋川 洋子 照喜名 富士子

伊敷 純子 大川 艶子 目仲 京子

団体の部 1 団体

豊見城市母子保健推進員協議会

感謝 1 名

津波古 恵美子

## (2) 沖縄小児保健賞

第44回保健文化賞受賞を記念し、沖縄の小児保健活動に顕著な功績のあった個人並びに団体を顕彰

表彰式 日時 令和2年7月7日(火) 18:30~18:45

場所 沖縄小児保健センター 3階ホール

催事 沖縄小児保健賞表彰式

受賞者 個人の部 1 名

志茂ふじみ(公益社団法人沖縄県看護協会 看護師)

団体の部 1 団体

認定特定非営利活動法人こども医療支援わらびの会

## (3) 乳幼児健康診査功労賞

乳幼児健康診査功労賞は、沖縄県小児保健協会が設立40周年を記念し平成25年度に設置した。この賞は沖縄県内で実施される健康診査に尽力し、乳幼児の健康の保持増進並びに健康に関する著しく功績のあったもので、今後も引き続き活動が期待される者を顕彰した。

審査委員会 令和2年4月7日(火)

表彰式 日時 ※新型コロナウイルス感染症予防のため表彰式は中止  
※個人へ表彰状と記念品を送付することで顕彰とした。

受賞者 個人 7 名

安里 義秀(小児科医) 比屋根 真彦(小児科医)

與那原 エツ子(歯科医師) 城間 恵美(栄養士)

奥村 千恵子(臨床検査技師) 島袋 純子(歯科衛生士)

上原 由企枝(看護師)

## (4) 沖縄県小児保健協会“功労賞”

該当者なし

## 6) 各種支援事業

小児保健活動を行う団体の活動を支援することにより、沖縄の小児保健活動の活性化を図った。

## (1) 沖縄県はしか“0”プロジェクトへ活動資金の援助並びに事務局業務

## (2) 沖縄県母子保健推進員連絡協議会事務局の支援

協議会と研修会を共催で開催する一方で、協議会事務局業務を支援した。

## (3) おきなわ小児VPD研究委員会の事務局業務

## 7) 助成事業

小児保健医療に関する団体が開催する研修会等へ助成することで、人材育成へ繋げる。

〈1〉関係団体が開催する講演会等への助成

団体名	沖縄県小児科医会
講演名	低ホスファターゼ症
参加者	40名
日時	令和2年8月12日(水)
場所	Web開催 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響
団体名	沖縄小児科学会
講演名	沖縄県の母子保健—母乳栄養と離乳期の鉄欠乏性貧血について— 外間 登美子(琉球大学 名誉教授) なぜ小児科医はDOHaDを学ばなければならないか～童どう宝の思想～ 安次嶺 馨(日本DOHaD学会代議員・国際DOHaD学会会員)
受講者	420名(138名)
日時	令和3年3月14日(日)
場所	Web開催(発信場所:琉球大学大学院育成医学講座医局)

8) 国際協力事業

海外の小児保健・医療関係者のコース研修への協力

9) 広報並びに出版活動

小児保健活動紹介や啓発用冊子等の印刷、乳幼児健康診査結果から得られる情報提供等を行なった。

- 〈1〉沖縄県小児保健協会機関誌「沖縄の小児保健」第48号(年刊)の発行
- 〈2〉乳幼児健康診査受診票等を印刷し、市町村へ配布
- 〈3〉乳幼児健康診査実績報告書を作成し、関係機関へ配布
- 〈4〉親子健康手帳の印刷及び頒布
- 〈5〉乳児の離乳食指導用リーフレットを改訂し市町村へ配布  
幼児の幼児食指導用リーフレットを改訂し市町村へ配布
- 〈6〉ホームページを活用して小児保健情報の提供 <https://www.osh.or.jp/>

10) 小児保健医療等の向上に必要な受託事業等

沖縄県等より、小児保健・医療等の向上に関連する委託事業を受けることで、母子の心身の健康の保持増進を支援した。

〈1〉自立支援医療の医学的審査業務

全市町村で実施される自立支援医療(育成医療)は、18歳未満の身体上の障害を有し、手術によって治療効果が認められる障害の医療費等を給付するための事業である。その給付の可否決定に必要な医学的判定を行う審査業務を市町村から受託実施した。

◎受託状況

40市町村(那覇市以外)

◎審査会等開催状況

審査委員 医師 2人 保健師 1人  
審査会開催 16回

令和2年度審査回数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	1	1	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	16

◎審査依頼件数

令和2年度審査結果

(2021.3.31現在)

項目	総依頼件数 ①+②	初回審査結果				保留の経過			
		①	承認		保留	再審査依頼 ②		再審査依頼なし	
			承認	不承認		承認	不承認		
肢体不自由	144	143	134	9	—	1	1	—	—
視覚障害	12	12	12	—	—	—	—	—	—
聴覚・並行機能障害	24	23	17	6	—	1	1	—	—
音声・言語・そしゃく機能障害	149	148	144	3	1	1	1	—	—
心臓機能障害	26	23	20	—	3	3	3	—	—

項目	総依頼 件数 ①+②	初回審査結果				保留の経過			
		①	承認	不承認	保留	再審査依頼 ②		再審査 依頼なし	
						承認	不承認		
腎機能障害	2	2	2	—	—	—	—	—	—
小腸機能障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肝臓機能障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他内臓障害	175	171	155	12	4	4	3	1	—
免疫機能障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害分類不明	1	1	—	1	—	—	—	—	—
合計	533	523	484	31	8	10	9	1	—

※再審査とは、初回の申請内容の不備等で返戻となり、修正後、再度審査依頼があったものである。

※保留の経過で、再審査依頼については令和元年度の2件含む。

### ◎障害の種類内訳

#### 自立支援医療に係る障害の状況

(2021.3.31現在)

		障害の種類											合 計		
		肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	機 能 障 害	聴 覚 ・ 平 衡	音 声 ・ 言 語	機 能 障 害	心 臓 障 害	機 能 障 害	腎 臓 障 害	小 腸 障 害	機 能 障 害		肝 臓 障 害	内 臓 障 害
令和2年度	件	135	12	18	145	23	2	—	—	158	—	493			
	%	27.4	2.4	3.7	29.4	4.7	0.4	—	—	32.0	—	100.0			
令和元年度	件	127	16	30	172	21	5	1	1	171	1	545			
	%	23.3	2.9	5.5	31.6	3.9	0.9	0.2	0.2	31.4	0.2	100.0			
平成30年度	件	150	10	27	218	68	1	1	—	269	1	745			
	%	20.1	1.3	3.6	27.3	9.1	0.1	0.1	—	36.1	0.1	100.0			
平成29年度	件	170	13	31	189	151	3	2	—	302	—	861			
	%	19.7	1.5	3.6	22.0	17.5	0.3	0.2	—	35.1	—	100.0			
平成28年度	件	180	6	32	236	178	3	3	5	357	—	1,000			
	%	18.0	0.6	3.2	23.6	17.8	0.3	0.3	0.5	35.7	—	100.0			

### (2) 親子で歯っぴ〜プロジェクト事業

沖縄県のむし歯有病者率の改善を目的に、乳幼児健康診査における歯科保健指導の標準化のための環境整備とモデル市町村での取り組みの効果検証を行う事業を沖縄県健康長寿課から受託した。

○受託期間 令和2年4月10日から令和3年3月31日

○モデル8市町村 本部町、名護市、うるま市、読谷村、浦添市、豊見城市、糸満市、宮古島市

○検討評価委員会の設置と開催

検討評価委員会：2回（R2年12.9 R3年3.4）

保健指導用マニュアルの改訂に向けた作業部会：5回（R2年6.26 7.16 8.25 10.1 10.28）

データの集計・分析に関する会議及び作業部会：1回（R2年10.2）

○モデル市町村の乳幼児健康診査における親子で歯っぴ〜ケアグッズの配布と事業の評価のためのアンケートの実施

3歳児健康診査実施期間 令和元年4月～令和2年9月（新型コロナウイルス感染拡大の影響により3か月延長）

○モデル市町村の乳幼児健康診査結果・アンケート結果のデータを集計・突合し、事業の結果集計と分析を行った。

○モデル市町村（うるま市、本部町、読谷村）の2歳児歯科健診受診票及びアンケートの入力

○歯科保健指導用マニュアル及び配布用チラシの配布

○保健指導用マニュアル等の改訂に向けたアンケート調査及び情報収集の実施

○事業に関する研修会の開催

①令和2年度親子で歯っぴ〜プロジェクト報告会及び歯科保健指導研修会

※新型コロナ感染拡大防止のため集合研修からWeb配信対応へ

配信期間 令和3年2月3日（水）～3月5日（金）



主催	沖縄県保健医療部健康長寿課 公益社団法人沖縄県小児保健協会
後援	一般社団法人沖縄県歯科医師会 沖縄県小児科医会 沖縄県歯科衛生士会
参加者	乳幼児健康診査従事者、歯科保健医療関係者、県及び市町村担当者、 申込者 82名 (アクセス 1 題目 96回 2 題目 87回)
講演	親子で歯っぴ〜プロジェクト 一事業報告一 比嘉千賀子 (親子で歯っぴ〜プロジェクト検討評価委員会 委員長) 改訂版：乳幼児歯科保健指導マニュアルについて 大湾 里保 (親子で歯っぴ〜プロジェクト作業部会)

(3) 家庭訪問支援員等児童相談業務担当者研修事業

沖縄県青少年子ども家庭課から、各市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の家庭訪問支援を実施する保健師、家庭児童相談員、母子保健推進員等を対象に、専門的知識の習得と資質の向上を図る研修事業を受託した。

○受託期間 令和2年7月6日から令和2年10月30日

○乳児家庭全戸訪問事業等家庭訪問担当者研修

乳児家庭全戸訪問事業等家庭訪問担当者研修 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためWeb開催	
配信期間	令和2年9月1日(火)～11日(金)
参加者	保健師、市町村担当者、母子保健推進員、看護師、栄養士、その他
参加者数	75名(定員75名)
Web配信	講演
	1 乳児家庭全戸訪問事業の概要 玉代勢興順 (沖縄県青少年・子ども家庭課主査)
	2 市町村母子保健事業について 神村 睦子 (沖縄市 こども相談・健康課主査)
	3 面接技法について 宮良 尚子 (糸数病院 公認心理師・臨床心理士)
	4 傾聴とコミュニケーション技法 宮良 尚子 (糸数病院 公認心理師・臨床心理士)
	5 市町村実践報告(糸満市/宜野湾市) 神里 和美 (糸満市 母子保健推進員) 仲山香織利 (宜野湾市 母子保健推進員)
	6 乳幼児の発育・発達および産後の健康 百名 奈保 (助産院*きらきら 助産師)
	7 児童虐待の現状と課題 新垣 光 (沖縄県中央児童相談所初期対応班 班長)

○養育支援訪問事業等家庭訪問担当者研修

養育支援訪問事業等家庭訪問担当者研修 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためWeb開催	
配信期間	令和2年9月1日(火)～11日(金)
参加者	保健師、市町村担当者、児童家庭相談員、養育訪問支援員、母子保健推進員、その他
参加者数	75名(定員75名) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためWeb配信
Web配信	講演
	1 沖縄県における養育支援訪問事業等の現状について 玉代勢興順 (沖縄県青少年・子ども家庭課主査)
	2 養育支援訪問事業の実際 佐久本純子 (沖縄市こども相談・健康課 主任臨床心理士)
	3 児童虐待の現状と課題 新垣 光 (沖縄県中央児童相談所初期対応班 班長)
	4 傾聴とコミュニケーション技法 野村れいか (沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 講師)
	5 周産期のメンタルヘルス 宮 貴子 (オリブ山病院 精神科 医師)
場所	沖縄小児保健センター 3階ホール
日時	令和2年9月29日(火) 9:00～14:00
参加者	保健師、市町村担当者、児童家庭相談員、養育訪問支援員、母子保健推進員、その他
参加者数	30名
会場開催	事例検討会
	【事例検討】 【まとめ】 当山富士子 (元) 沖縄県立看護大学教授
修了証の授与	※新型コロナウイルス感染拡大のためWeb配信となり修了証の授与はなし

○特別研修

日時	令和2年9月29日(火) 14:30～16:30	参加者数	50名
参加者	保健師、市町村担当者、児童家庭相談員、養育訪問支援員、母子保健推進員、その他		
講演	1 家庭訪問時における「新型コロナウイルス感染症」予防について 高山 義浩 (沖縄県立中部病院 感染症内科)		

## 11) 関係機関への協力支援

## ○委員の派遣

- ①沖縄子どもの未来県民会議 令和元年度第1回総会  
 ②令和2年度沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会  
 令和2年11月17日 出席者：照屋 明美  
 委 員：宮城 雅也  
 ③沖縄県振興審議会専門委員（福祉保健部会）  
 委 員：宮城 雅也  
 ④沖縄県妊娠期からつながるしくみ検討委員会  
 令和3年2月17日（Web開催） 委 員：宮城 雅也  
 ⑤令和2年度沖縄県准看護師試験委員会  
 令和3年3月4日（木）（文書開催） 委 員：安慶田英樹  
 ⑥沖縄県新生児聴覚検査体制整備協議会（令和2年～3年） 委 員：宮城 雅也

## 12) 沖縄小児保健センターに関する諸活動

小児保健センターを地域に開かれた研修施設並びに小児保健情報収集可能な施設として県民へ提供した。

## (1) 運用

令和2年度センター利用状況（回数）		2021.3.31現在	
	使用者分類	令和元年度	令和2年度
1	沖縄県小児保健協会の催事	127	66
2	沖縄県小児保健協会も関わる催事（共催等）	65（12）	35
3	沖縄小児保健・医療に関する団体等の催事	29（28）	8
4	駐車場のみの提供	190	70

内（ ）の数字は賃貸

## (2) 沖縄小児保健センターの建物・設備等の整備及び補修・メンテナンス

作 業	期 日	費 用(税抜き)	施工業者
室内機熱交センサー取替（サーバー室）	令和2年5月	12,000円	南西空調設備株式会社
駐車場外灯漏電改善作業・看板照明器具取替・他	令和2年7月	11,100円	がじまる電気
換気扇取替工事	令和2年7月	31,080円	がじまる電気
床排水金具締付工具交換（3F女子トイレ）	令和2年7月	47,000円	TOTOメンテナンス株式会社
電話機の交換	令和2年7月29日	29,000円	リウデン
空調設備の修繕	令和2年9月	130,000円	南西空調設備株式会社
事務所室内機部品交換	令和3年1月	33,000円	南西空調設備株式会社
ウッドデッキ補修工事及び塗装	令和3年2月	590,909円	有限会社当銘ペイント商会
誘導灯設備改修	令和3年2月25日	64,000円	株式会社日新電機産業
自動火災報知設備改修工事	令和3年3月	92,727円	株式会社日新電器産業
東側駐車場の境界フェンス土台修理	令和3年3月31日	58,500円	株式会社東恩納組

## &lt;収益事業の部&gt;

## 1) 契約駐車場の管理運営

小児保健協会所有地に設置した契約駐車場の管理及び運営

○運用 契約車両台数 67台／全67台（令和3年3月31日現在）

○駐車場の補修 特になし

## 2) 契約駐車場収益の按分

契約駐車場収益を公益目的事業へ50%、残りを法人活動へ按分繰入れし各事業を支援した。

## &lt;法人事業の部&gt;

## 1) 総会の開催

日 時 令和2年6月9日（火）18：15～19：00

場 所 沖縄小児保健センター 3階ホール

司 会 浜端 宏英（沖縄県小児保健協会常任理事）

式次第 1 開 会 の 辞 照屋 明美

2 会長あいさつ 宮城 雅也

3 議 長 団 選 出

4 総会の目的事項

5 閉会の辞 當間 隆也

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、最小限に簡略化して執り行った。

会員総数 246名 (令和2年5月1日現在)

出席者 10人 委任状提出者 169人

審議事項		会議の結果
第1号	令和元年度決算承認の件	承認
第2号	理事選任の件	承認
報告事項		
1	令和元年度事業報告の件	報告
参考資料		
1	令和2年度事業計画書	
2	令和2年度収支予算書	
3	“沖縄小児保健賞”の受賞者	
4	“乳幼児健康診査功労賞”の受賞者	
5	令和元年度はしか“0”プロジェクト委員会の活動概要	

2) 公益法人団体の業務並びに整備等

公益社団法人としての整備並びに諸活動

○沖縄小児保健センター修繕費を特定資産積立

期 間 令和元年5月～令和10年末日 (10年計画)

積立額 令和2年度300万円

3) 名誉会長に関する事項

定款に定める名誉会長

氏名	歴任	総会承認日
知念正雄	第5代会長	平成26年6月7日
小渡有明	第6代会長	
玉那覇榮一	第7代会長	令和元年6月1日

4) 会員に関する事項

定款に定める会員の構成員状況を示す。

会員状況

単位：人

	種類	令和元年度末	令和2年度末	増減
正会員	個人会員	256	246	△ 10
	団体会員	6	7	1
名誉会員		7	7	—

個人会員状況

単位：人

職種	令和元年度末	令和2年度末	増減
医師	102	98	△ 4
歯科医師	12	14	2
保健師	61	57	△ 4
看護師	21	17	△ 4
助産師	10	11	1
栄養士	10	8	△ 2
教諭 大学教職	21	23	2
保育士・学童指導員	8	7	△ 1
臨床心理士	8	8	—
歯科衛生士 臨床検査技師	2	2	—
言語聴覚士 理学療法士	2	1	△ 1
母推・民生員・支援相談員	0	1	1
その他	7	6	△ 1
計	264	253	△ 11

団体会員			単位：件
機関名	令和元年度末	令和2年度末	増減
市町村母子保健推進員	1	1	－
保育園	1	2	1
助産師会	1	1	－
小児科病院・病院	3	3	－
計	6	7	1

名誉会員			
職 種	氏 名	人 数	総会承認
小児科医	大宜見義夫	1	平成27年6月6日
保健師	仲里 幸子 福盛 久子	2	
弁護士	永吉 盛元	1	
保健師	下地ヨシ子	1	令和元年6月1日
小児科医	安次嶺 馨 高良 聰子	2	
計		7	

## 5) 理事会等に関する事項

理事会を開催し、業務執行等の決定や調整等を行った。

5月理事会			日 時	令和2年5月20日(水)
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、決議の省略採用)				
理事会の決議があったものとみなされた事項				会議結果
第1号	令和元年度事業報告の件			承認
第2号	令和元年度決算報告並びに監査報告の件			承認
第3号	理事交代の件			承認
第4号	定時総会開催の件			承認
報告事項				
①	令和2年度“沖縄小児保健賞”の決定 個人1名 団体1団体			報告
②	乳幼児健康診査“功労賞”の決定 個人7名			報告
10月理事会			日 時	令和2年10月23日(金) 19:30~21:05
			場 所	沖縄小児保健センター 3階ホール
			出席理事	21名 欠席理事 1名 出席監事 2名
議事事項				会議結果
第1号	沖縄県小児保健協会令和2年度事業の中間報告及び監査報告 ○事業の中間報告 ○会計の中間報告並びに監事報告			承認
第2号	令和3年度事業の受託費に関する件 ○乳幼児健康診査の受託料 ○自立支援医療審査業務の受託料			承認
第3号	沖縄県小児保健協会 入会申込について			承認
報告事項				
①	会長			報告
②	各種委員会			
③	第68回日本小児保健協会学術集会実行委員会			
④	乳幼児健康診査ICTシステム構築委員会			
3月理事会			日 時	令和3年3月12日(金) 19:30~ 21:00
			場 所	沖縄小児保健センター 3階ホール
			出席理事	18名 欠席理事 4名 出席監事 2名
議事事項				会議結果
第1号	令和3年度事業計画(案)の件			承認
第2号	令和3年度収支予算(案)の件			承認
第3号	令和3年度定時総会開催の件			承認
第4号	任期満了による役員選任の件			承認
第5号	沖縄県小児保健協会正会員入会申込みの件			承認

第6号	乳幼児健康診査ICTシステム構築に関するコンサルティング業務委託の件	承認
報告事項		
①	第68回日本小児保健協会学術集会準備状況	報告
②	乳幼児健康診査ICTシステム構築に関する件	
③	各種委員会報告	

6) 監事会に関する事項

開催年月日	議事事項等
令和2年 5.11(月)	業務及び会計監査 令和元年度事業報告及び会計報告等
令和2年10.19(月)	業務及び会計の中間監査 令和2年度事業及び会計等
令和3年 1.15(金)	令和4年度乳幼児健康診査受託料改定に向けて

7) 常任理事会並びに各種委員会に関する事項

常任理事会並びに各種委員会を開催し、事業の企画や運営等についてまた整備や調整を図った。

委員会名	回数	開催日
常任理事会	12	R2年 4.7 5.8 6.9 7.7 8.4 9.8 10.6 11.10 12.1 R3年 1.5 2.2 3.2
企画運営委員会	0	R2年
学術編集委員会	1	R2年 11.12
乳幼児健診委員会	1	R2年 6.30
感染症対策小部会	1	R2年 8.27
栄養部会	4	R2年 4.10 4.16 5.20 6.9
倫理委員会	1	R2年 11.28
乳幼児健診ICTシステム構築委員会	7	R2年 4.6 4.17 7.6 8.3 9.7 12.22 R3年 2.3
プロポーザル	1	R2年 4.17
コンサルタント・事務局の調整会議	5	R2年 7.17 8.14 11.13 R3年 1.8 3.26
第68回日本小児保健協会 学術集会準備委員会	13	R2年 6.15 7.20 8.17 9.14 9.28 10.5 10.19 10.27 11.16 11.30 12.14 12.21 R3年 1.12 1.18 1.26 2.9 3.15
Zoom会議	4	R3年 2.19 2.24 3.4 3.15
子どもの生活習慣対策委員会委員長会議	1	R3年 3.23
小委員会 食育	1	R3年 3.26

8) 許可・認可・承認等に関する事項

沖縄県等への許認可申請及び提出事項等

申請年月日	許可等年月日	申請事項
R2年3.27	R2年6.18	令和2年度 事業計画等の提出
R2年6.16	R2年9.25	令和元年度 事業報告等の提出
R2年6.30	R2年7.29	理事の就任・退任
R3年3.	R3年	令和3年度 事業計画等の提出

(5) 重要な契約に関する事項

契約年月日	相手方	契約期間	契約の概要
R2年4.01	40市町村	R2年4.1~R3年3.31	乳児一般健康診査
R2年4.01	40市町村	R2年4.1~R3年3.31	3歳児健康診査
R2年4.01	34市町村	R2年4.1~R3年3.31	1歳6か月児健康診査
R2年4.01	5市町村	R2年4.1~R3年3.31	1歳6か月児健康診査の情報処理業務
R2年4.01	3町村	R2年4.1~R3年3.31	2歳児歯科健診の情報処理業務
R2年4.01	40市町村	R2年4.1~R3年3.31	自立支援医療給付の判定に係る審査業務
R2年4.10	沖縄県	R2年4.10~R3年3.31	親子で歯っぴ〜プロジェクト事業 (乳幼児のむし歯状況改善のための取り組み)
R2年7.6	沖縄県	R2年7.6~R2年10.30	家庭訪問支援員等児童相談業務担当者研修
R2年7	8市	R2年7. ~R3年 3.31	乳児一般健康診査前期の個別健診情報処理業務

## (6) その他の事項

## 1) 研修会等への参加

催事	期日	会場	出席者
人事評価研修会	R 2 年 6.24	ていりる	棚原 睦子 伊敷めぐみ
会計セミナー	R 2 年 7. 7	沖縄県青年会館	高良 知代

## 2) 事務局業務の整備等

- ①乳幼児健康診査入力システム、謝金支払いシステム、受託料請求システムの改修を行った。  
②健診日程表管理システムを構築した。

## 3) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応

- ①沖縄県から感染拡大防止対策として自粛要請がなされた期間、事務局職員は交代制で自宅待機（令和2年4月20日～5月15日）とした。その間も給与は支給し、後日コロナ雇用助成金申請をとおして全額補填した。  
②公益目的事業の収益減に伴い、コロナ持続化給付金の申請を行い200万円の助成をうけた。  
③「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置」に関する申告をとおして令和3年の固定資産税の一部減免に繋げた。

## 〔Ⅲ〕 役員・職員等に関する事項

## (1) 理事並びに監事

理事並びに監事名簿（令和2年度）

役職	氏名	任期	備考
会 長	宮 城 雅 也	令和3年度の定時総会終結時まで	
副 会 長	當 間 隆 也	”	
	照 屋 明 美	”	
理 事	安慶田 英 樹	”	
	泉 川 良 範	”	
	上 原 真理子	”	
	笠 原 寛 子	”	
	兼 次 拓 也	”	
	神 谷 鏡 子	”	
	亀 川 偉 作	”	
	小 濱 守 安	”	
	島 袋 富美子	”	
	棚 原 睦 子	”	
	仲宗根 輝 子	”	
	仲 間 陽 子	”	
	野 村 れいか	”	
	浜 端 宏 英	”	
	比 嘉 猛	”	
	比 嘉 千賀子	”	
	富名腰 義 裕	”	
真喜屋 智 子	”		
山 川 宗 貞	”		
屋 良 朝 雄	”		
監 事	伊良部 良 信	令和3年度の定時総会終結時まで	
	幸 地 東	”	

## (2) 事務局等に関する事項

名称	前年度末	今年度末	増減	備考
正 規 職 員	5 (1)	5 (2)		(うち育休2人)
非正規職員 (Ⅰ)	9 (1)	9 (2)		(うち育休2人)
” (Ⅱ)	3	2	△ 1	受託事業等 (1人) 経理業務等 (1人)
” (Ⅲ)	2	2		理事
合計	19 (2)	18 (4)	△ 1	☆実稼働 14 人

## 事業報告の附属明細書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

### 1 乳幼児健康診査実施総数

○健診受託市町村

健康診査名		対象者数	受診者数	受診率 (%)	要精密検査数	要精密検査率 (%)
乳児 (40市町村) 情報処理受託 (8市)	一般	22,530	19,235	85.4	1,564	8.1
	一般	7,053	6,027	85.5	322	5.3
1歳6か月児 (34市町村) 情報処理受託 (5市町村)	一般	9,145	7,903	86.4	391	4.9
	歯科		7,894	86.3	12	0.2
	一般	5,218	4,585	87.9	182	4.0
	歯科		4,584	87.8	7	0.2
3歳児	一般	15,310	13,305	86.9	1,466	11.0
	歯科		13,275	86.7	33	0.2
2歳児 情報処理	歯科	1,708	1,061	62.1	1	0.1

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で前年度の健診が中止や延期になった対象児も含まれる。

(注) 受診数は対象外児含む(新型コロナウイルス感染症の影響で受診月齢が遅れた児、県外児、その他)

(注) 乳児は、乳児期2回の受診(前期、後期)含む

### 2 健康診査協力者数

小児保健協会に依頼した健診協力者及び市町村で依頼した協力者(一部)の内訳であり、健診協力者への謝金支払い内訳でもある。

(注) 乳幼児健康診査の職種別従事者総数は、令和2年度乳幼児健康診査報告書に掲載する。

令和2年度乳幼児健康診査協力者状況

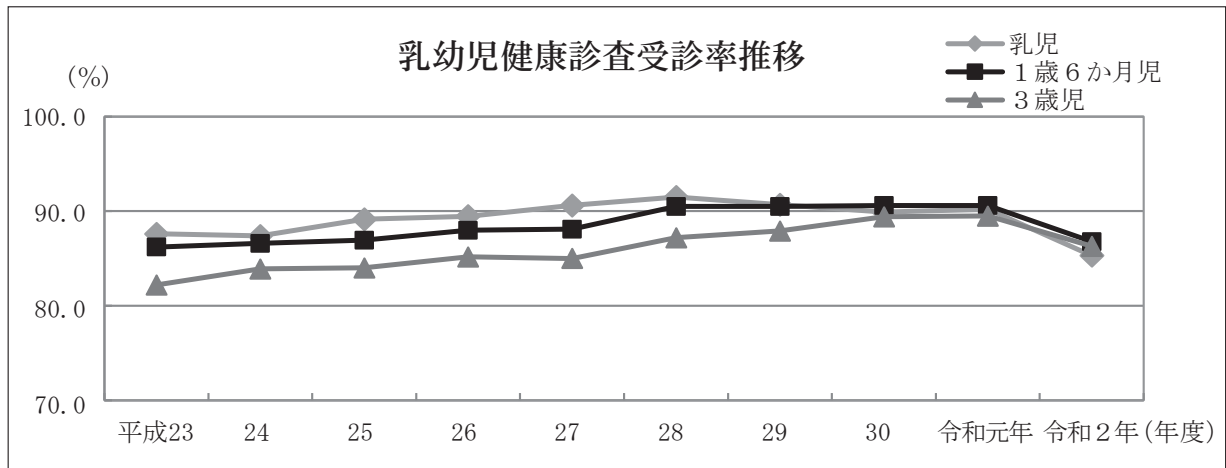
健康診査		職種								
		小児科 医師	歯科 医師	検査 技師	保健師	看護師	栄養士	歯科 衛生士	母子 保健 推進員	受付 員
乳児	半日	340	1	196	414	331	485	176	501	301
	1日	162	2	62	394	268	364	39	237	280
1.6歳	半日	228	183	123	48	70	42	287	23	—
	1日	1	—	—	—	—	—	—	—	—
3歳	半日	385	364	297	169	112	166	471	28	—
	1日	2	3	3	—	—	—	1	—	—
乳児&3歳 &1.6歳	半日	14	30	12	1	3	3	18	7	1
	1日	39	12	40	2	—	20	29	—	—
1.6歳& 3歳	半日	30	22	22	20	7	22	46	—	—
	1日	16	17	17	—	—	—	2	—	—
計	半日	997	600	650	652	523	718	998	559	302
	1日	220	34	122	396	268	384	71	237	280
	延人数	1,217	634	772	1,048	791	1,102	1,069	796	582
	実人数	115	118	22	177	86	137	92	271	133
平均協力回数		10.6	5.4	35.1	5.9	9.2	8.0	11.6	2.9	4.4

## 令和2年度 乳幼児健康診査概要

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施された県内40市町村の乳児、1歳6か月児、3歳児の健康審査結果の総合判定及び診察所見分類、歯科健診の状況について、乳幼児健康診査報告書から市町村別に集計した。

### (1) 一般健康診査の受診状況について

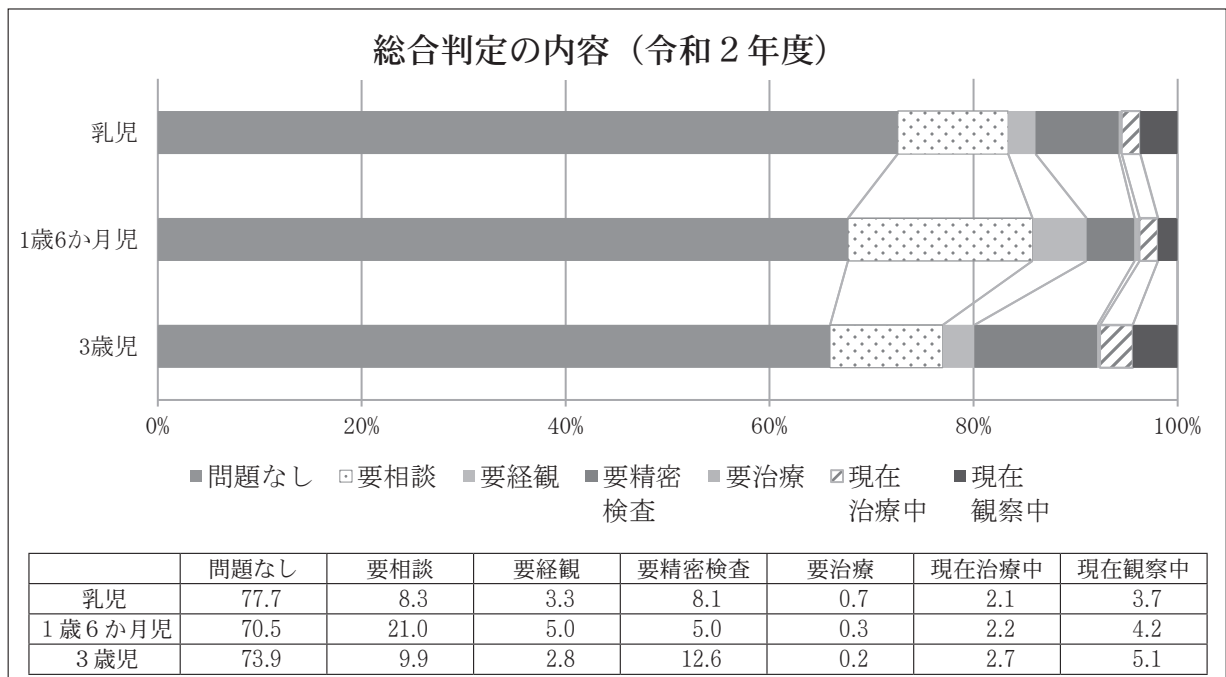
各市町村とも健康診査の対象者数は、健診連絡者数としている。それを基に令和2年度の各々の受診率を算出すると、乳児は85.3%、1歳6か月児は86.8%、3歳児は86.3%となっている。



参考：令和2年度 全国値（乳児94.0%、1歳6か月児95.2%、3歳児94.5%）

### (2) 総合判定の内容について

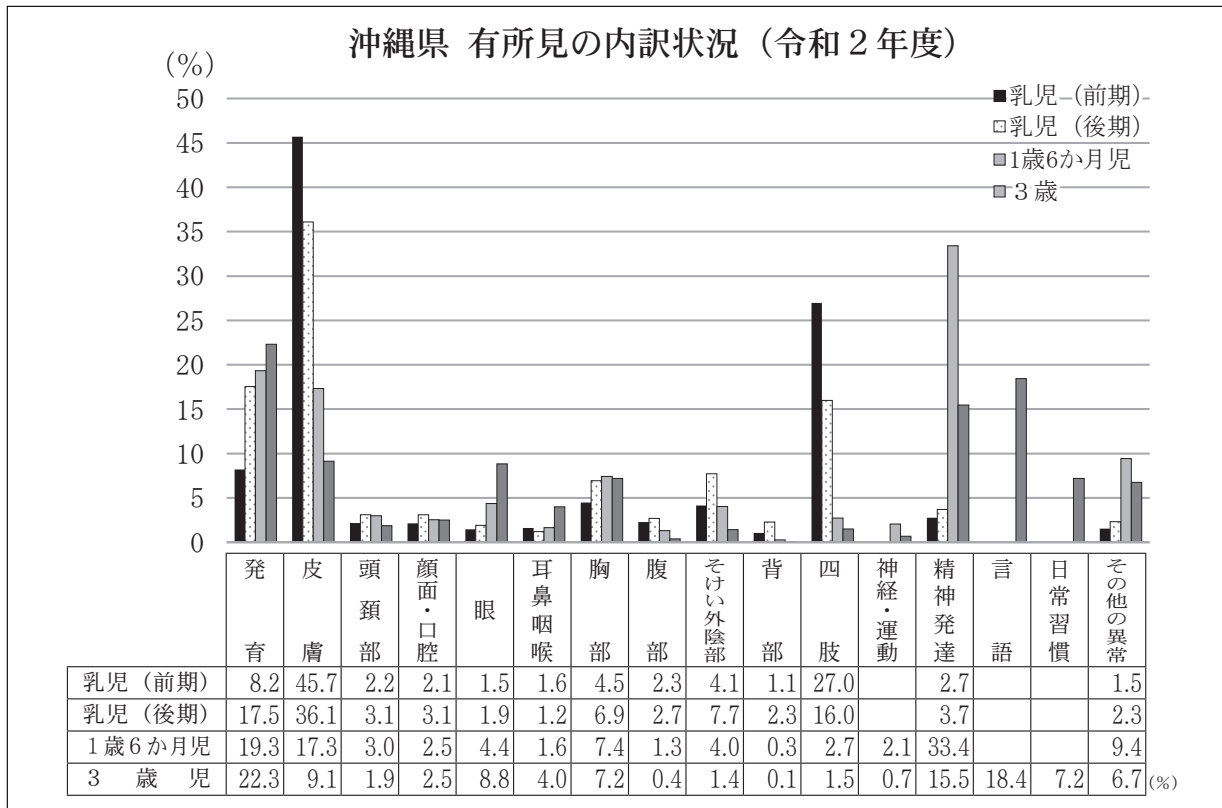
健康審査の総合判定の結果を種別ごとに集計した。問題なしが乳児77.7%、1歳6か月児70.5%、3歳児73.9%であった。要治療では、乳児0.7%、1歳6か月児0.3%、3歳児0.2%となっている。要精査については、乳児8.1%、1歳6か月児5.0%、3歳児12.6%と多くなっている。





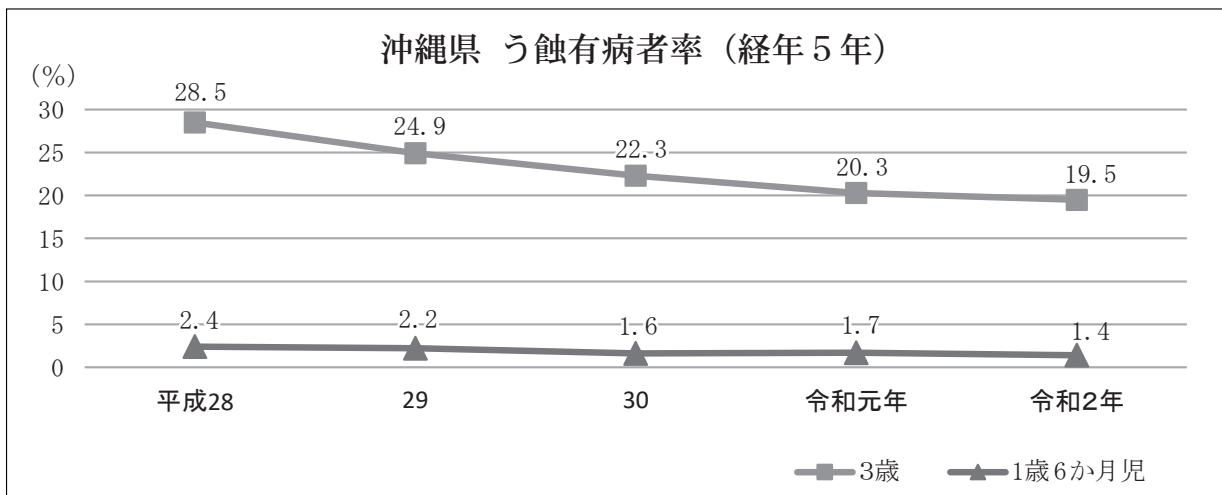
(3) 有所見の内訳状況について

各健診において一番高い割合が、乳児では皮膚疾患が多く前期45.7%、後期36.1%、1歳6か月児は精神発達33.4%、3歳児では発育22.3%となっている。



(4) う蝕有病者の状況

1歳6か月児と3歳児のむし歯有病者率の経年変化の割合は、年々減少傾向にあるものの、全国に比べ高い割合となっている。



参考：令和元年度 全国値（1歳6か月児0.99%、3歳児11.9%）

(5) 一人平均う歯数の状況

一人平均う歯数は、1歳6か月児0.04本、3歳児0.6本となっている。

参考：平成30年度 全国値（1歳6か月児0.03本、3歳児0.44本）

令和2年度 乳児一般健康診査月齢別統計 (診察有所見分類)

実施年月日 2020/4/1~2021/3/31

単位: 件

月 齢	受 診 者 数	診 察 結 果 (実人員)							診 察 有 所 見 内 訳 (複数選択)										検査結果				
		1 問 題 な し	2 要 相 談	3 要 経 観	4 要 精 密 検 査	5 要 治 療	6 現 在 治 療 中	7 現 在 観 察 中	計	発 育	皮 膚	頭 部	顔 面 ・ 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部	腹 部	そ け い 外 陰 部		背 部	四 肢	発 達 ・ 神 経	そ の 他
総計	25,839	20,036	1,879	735	1,905	167	391	726	4,585	551	1,756	114	122	78	74	259	114	258	73	989	106	91	1,871
1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	13	10	-	1	-	-	-	2	6	-	2	-	-	-	-	-	1	2	-	-	1	-	-
3	691	568	15	16	51	2	9	30	168	10	73	6	2	2	1	8	8	6	6	40	4	2	-
4	4,343	3,522	89	119	361	53	78	121	1,038	68	449	22	28	16	21	44	31	38	13	280	16	12	-
5	3,742	3,092	105	77	283	37	65	83	785	56	360	17	8	7	8	34	8	31	4	223	17	12	-
6	2,281	1,834	77	66	175	14	45	70	476	64	166	8	15	10	9	24	8	25	3	121	11	12	-
7	1,625	1,299	52	71	116	9	32	46	336	51	117	11	8	8	4	15	5	12	5	86	9	5	9
8	542	401	40	27	47	5	10	12	105	16	33	4	2	1	1	6	2	11	1	23	4	1	24
9	1,850	1,328	207	80	150	8	25	52	302	49	109	8	11	2	5	20	10	24	8	35	11	10	267
10	3,783	2,762	444	110	291	12	40	124	538	99	181	15	18	16	2	32	15	43	17	74	13	13	561
11	3,184	2,317	437	78	215	11	39	87	395	62	128	14	13	5	7	40	13	37	7	46	13	10	538
小計	22,055	17,134	1,466	645	1,689	151	343	627	4,149	475	1,618	105	105	67	58	223	101	229	64	928	99	77	1,399
12	2,131	1,628	236	46	128	11	22	60	238	48	72	2	8	7	7	13	11	17	6	39	2	6	280
13	1,029	789	117	23	59	5	13	23	115	12	42	6	1	-	4	15	1	7	2	17	4	4	133
14	343	269	35	8	14	-	5	12	41	6	15	-	5	2	4	3	1	3	1	-	-	1	31
15	173	136	14	7	9	-	4	3	26	7	5	1	1	1	-	2	-	1	-	5	1	2	16
16	71	48	9	4	5	-	4	1	16	3	4	-	2	1	1	3	-	1	-	-	-	1	10
17	31	27	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
18	6	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3,784	2,902	413	90	216	16	48	99	436	76	138	9	17	11	16	36	13	29	9	61	7	14	472

○総合判定 (実人員) が複数選択の場合、優先順位を5、4、3、2、7、6、1の順に採用した。  
 ○診察有所見内訳は複数選択であるが、総合判定数より少なくなっている場合は、診察有所見の記載なしがあるためである。  
 ○貧血検査結果は、Hb11.0g/dl未満を要精査・要相談として集計した。



市町村	健診回数		対象者数	再通知(別計)	受診者数	受診率(%)	総合判定(実人員)							診察有所見内訳(複数選択)											検査結果			
	1	半					1	2	3	4	5	6	7	計	発育	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸	腹部	外その他	背		四肢	発達・神経	その他
市町村	11	2	3,002	140	2,204	73.4	1,744	184	39	132	10	29	66	328	42	114	13	13	4	5	15	6	22	2	63	15	14	181
					1,916		1,519	143	37	122	8	27	60	312	38	111	12	12	4	4	13	5	20	2	62	15	14	137
うるま市					288		225	41	2	10	2	2	6	16	4	3	1	1	-	1	2	1	2	-	1	-	-	44
					1,359		1,038	175	23	105	7	20	54	213	27	62	8	8	4	5	13	5	21	2	41	11	6	181
内訳					288		225	41	2	10	2	2	6	16	4	3	1	1	-	1	2	1	2	-	1	-	-	44
					557		481	9	16	27	3	9	12	115	15	52	5	5	-	2	1	1	1	-	22	4	8	-
					557		481	9	16	27	3	9	12	115	15	52	5	5	-	2	1	1	1	-	22	4	8	-
沖縄市	10	24	3,026	94	2,573	85.0	1,889	244	88	230	9	41	72	495	68	168	13	10	9	15	36	10	30	5	115	8	8	239
					2,174		1,598	186	82	206	9	37	56	466	59	162	13	10	6	15	33	9	28	5	111	7	8	170
読谷村	9		860	254	732	85.1	606	54	7	34	1	16	14	66	4	23	-	2	1	1	6	4	4	1	17	-	3	48
					506		421	29	5	30	1	11	9	53	3	18	-	2	-	4	4	3	4	3	16	-	3	25
嘉手納町	-	6	293	47	276	94.2	212	17	8	28	-	5	6	54	10	17	1	-	-	6	1	4	-	10	3	2	17	
					232		186	10	6	21	-	4	5	42	5	14	1	-	-	5	1	3	-	9	3	1	11	
北谷町	-	12	577	7	461	79.9	369	30	9	35	3	3	12	80	13	28	1	-	1	2	8	-	2	1	20	1	3	39
					41		333	27	8	35	2	3	12	74	12	25	1	-	1	1	8	-	2	1	20	1	2	37
北中城村	-	6	322	125	306	95.0	244	18	6	23	1	5	9	47	5	20	-	1	1	1	4	-	-	-	15	-	-	26
					281		225	15	5	21	1	5	9	40	3	16	-	1	1	1	4	-	-	-	14	-	-	22
中城村	-	9	554	144	499	90.1	345	72	7	45	2	20	8	114	5	58	1	6	1	1	10	-	10	-	15	5	2	51
					389		263	57	6	36	2	18	7	101	5	53	1	5	1	1	8	-	8	-	13	5	1	36
宜野湾市	11		2,464	301	2,094	85.0	1,644	159	47	145	5	31	63	318	38	109	4	10	6	4	15	10	20	11	78	6	7	129
					1,775		1,416	112	42	123	5	28	49	273	31	101	3	7	6	2	11	8	17	7	71	3	6	85
内訳					319		228	47	5	22	-	3	14	45	7	8	1	3	-	2	4	2	3	4	7	3	1	44
					1,492		1,392	152	42	137	5	27	56	286	34	92	2	10	6	3	15	10	19	10	72	6	7	129
那覇市					283		252	7	5	8	-	4	7	32	4	17	2	-	-	1	-	-	-	1	1	6	-	
					283		252	7	5	8	-	4	7	32	4	17	2	-	-	1	-	-	-	1	1	6	-	
適正月齢	5	-	5,641	-	4,553	80.7	3,589	208	209	268	77	84	118	1,077	141	502	15	30	19	22	42	17	41	15	191	21	21	115
					3,856		3,016	180	174	249	68	71	98	951	115	458	12	23	16	15	33	15	37	14	179	18	16	101
適正月齢外					697		573	28	35	19	9	13	20	126	26	44	3	7	3	7	9	2	4	1	12	3	5	14
					652		460	96	19	47	-	8	22	89	23	31	5	2	-	1	3	4	7	2	9	2	-	110
内訳					580		407	86	18	41	-	8	20	83	20	30	5	2	-	1	3	4	7	2	7	2	-	98
					72		53	10	1	6	-	2	6	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	12
適正月齢外					3,901		3,129	112	190	221	77	76	96	988	118	471	10	28	19	21	39	13	34	13	182	19	21	5
					3,276		2,609	94	156	208	68	63	78	868	95	428	7	21	16	14	30	11	30	12	172	16	16	3
適正月齢外					625		520	18	34	13	9	13	18	120	23	43	3	7	3	7	9	2	4	1	10	3	5	2

市町村	健診回数	対象者数	再通知別計	受診者数	受診率(%)	総合判定(実人員)							診察有所見内訳(複数選択)										検査結果					
						1 な問題 し題	2 要相 相談	3 要 要 相 談	4 要 要 相 談	5 要 要 相 談	6 現 現 治 療 中 在	7 現 現 観 察 中 在	計	発 育 皮 頭 頭 顔 面 ・ 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部	腹 部	外 陰 部	背 部	肢 体	発 達 ・ 神 經		そ の 他	貧 血			
市町村	1 日	2,612	232	2,318	88.7	1	2	3	4	5	6	7	34	283	94	11	7	10	4	16	6	27	3	64	3	4	78	
						浦添市		適正月齢 9 1,000 89 12 107 2 7 37 143 10 35 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 113										適正月齢 4 16 6 27 3 64 3 4						78				
						浦添市		適正月齢 1,147 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						浦添市		適正月齢 1,443 69 12 74 - 11 21 109 11 27 4 2 2 1 6 2 20 1 30 - 3 78										適正月齢 7 19 3 1 2 1 4 2 15 1 22 - 2 53						78				
糸満市	9	1,553	-	1,254	80.7	1	2	3	4	5	6	7	37	143	10	35	2	3	1	5	8	5	11	3	53	7	-	113
						糸満市		適正月齢 914 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						糸満市		適正月齢 1,07 86 13 1 4 - 3 1 1 5 8 5 11 3 52 7 - 15										適正月齢 4 2 20 1 30 - 3 78						78				
						糸満市		適正月齢 1,141 76 11 102 2 7 34 141 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 52 7 - 98										適正月齢 7 5 8 3 10 4 7 2 34 3 1 -						78				
豊見城市	4	1,578	280	1,495	94.7	1	2	3	4	5	6	7	37	143	10	35	2	3	1	5	8	5	11	3	53	7	-	113
						豊見城市		適正月齢 914 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						豊見城市		適正月齢 1,107 86 13 1 4 - 3 1 1 5 8 5 11 3 52 7 - 15										適正月齢 4 2 20 1 30 - 3 78						78				
						豊見城市		適正月齢 1,141 76 11 102 2 7 34 141 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 52 7 - 98										適正月齢 7 5 8 3 10 4 7 2 34 3 1 -						78				
西原町	8	602	131	548	91.0	1	2	3	4	5	6	7	37	143	10	35	2	3	1	5	8	5	11	3	53	7	-	113
						西原町		適正月齢 914 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						西原町		適正月齢 1,126 86 13 1 4 - 3 1 1 5 8 5 11 3 52 7 - 15										適正月齢 4 2 20 1 30 - 3 78						78				
						西原町		適正月齢 1,495 76 11 102 2 7 34 141 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 52 7 - 98										適正月齢 7 5 8 3 10 4 7 2 34 3 1 -						78				
与那原町	-	499	135	472	94.6	1	2	3	4	5	6	7	37	143	10	35	2	3	1	5	8	5	11	3	53	7	-	113
						与那原町		適正月齢 914 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						与那原町		適正月齢 1,126 86 13 1 4 - 3 1 1 5 8 5 11 3 52 7 - 15										適正月齢 4 2 20 1 30 - 3 78						78				
						与那原町		適正月齢 1,495 76 11 102 2 7 34 141 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 52 7 - 98										適正月齢 7 5 8 3 10 4 7 2 34 3 1 -						78				
南風原町	-	1,160	10	1,017	87.7	1	2	3	4	5	6	7	37	143	10	35	2	3	1	5	8	5	11	3	53	7	-	113
						南風原町		適正月齢 914 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						南風原町		適正月齢 1,126 86 13 1 4 - 3 1 1 5 8 5 11 3 52 7 - 15										適正月齢 4 2 20 1 30 - 3 78						78				
						南風原町		適正月齢 1,495 76 11 102 2 7 34 141 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 52 7 - 98										適正月齢 7 5 8 3 10 4 7 2 34 3 1 -						78				
八重瀬町	-	726	181	718	98.9	1	2	3	4	5	6	7	37	143	10	35	2	3	1	5	8	5	11	3	53	7	-	113
						八重瀬町		適正月齢 914 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						八重瀬町		適正月齢 1,126 86 13 1 4 - 3 1 1 5 8 5 11 3 52 7 - 15										適正月齢 4 2 20 1 30 - 3 78						78				
						八重瀬町		適正月齢 1,495 76 11 102 2 7 34 141 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 52 7 - 98										適正月齢 7 5 8 3 10 4 7 2 34 3 1 -						78				
久米島町	-	136	1	113	83.1	1	2	3	4	5	6	7	37	143	10	35	2	3	1	5	8	5	11	3	53	7	-	113
						久米島町		適正月齢 914 76 11 103 2 7 34 142 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 53 7 - 98										適正月齢 4 14 6 22 3 56 3 3						53				
						久米島町		適正月齢 1,126 86 13 1 4 - 3 1 1 5 8 5 11 3 52 7 - 15										適正月齢 4 2 20 1 30 - 3 78						78				
						久米島町		適正月齢 1,495 76 11 102 2 7 34 141 10 34 2 3 1 5 8 5 11 3 52 7 - 98										適正月齢 7 5 8 3 10 4 7 2 34 3 1 -						78				

	健診回数		対象者数	再通知(別計)	受診者数	受診率(%)	総合判定(実人員)							計	診察有所見内訳(複数選択)											検査結果			
	1	半					1	2	3	4	5	6	7		発育	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸	腹部	外陰部	背部	四肢		発達・神経	その他	
市町村																													
渡嘉敷村		2	16	-	14	87.5	11	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	適正				12		10	2																			2	-	-
	月齢外				2		1	1																			1	-	-
座間味村		2	16	-	13	81.3	8	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	
	適正				11		7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	
	月齢外				2		1	1																			1	-	-
粟国村		-	4	-	4	100.0	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	適正				4		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	月齢外				-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
渡名喜村		-	2	-	2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	適正				2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南大東村		-	25	1	24	96.0	17	-	1	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	-	-	-	8	-	-	
	適正				18		12	-	1	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	7	-	-	
	月齢外				6		5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	
北大東村		-	6	-	5	83.3	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	適正				4		3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				1		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮古島市		10	2	1,107	958	86.5	738	69	26	85	-	7	33	223	28	67	7	8	3	5	15	16	6	2	55	3	8	80	
	適正月齢				760		598	42	18	70	-	4	28	187	23	53	5	6	2	5	11	14	6	1	53	3	5	41	
	適正月齢外				198		140	27	8	15	-	3	5	36	5	14	2	2	1	-	4	2	-	1	2	-	3	39	
集団			707	158	620	87.7	458	65	18	63	-	3	13	130	15	40	5	6	2	3	12	7	5	2	30	-	3	80	
	適正				422		318	38	10	48	-	8	94	10	26	3	4	1	3	8	5	5	1	28	-	-	-	41	
	適正月齢外				198		140	27	8	15	-	3	5	36	5	14	2	2	1	-	4	2	-	1	2	-	3	39	
内訳			400	-	338	84.5	280	4	8	22	-	4	20	93	13	27	2	2	1	2	3	9	1	-	25	3	5	-	
	適正				338		280	4	8	22	-	4	20	93	13	27	2	2	1	2	3	9	1	-	25	3	5	-	
	適正月齢外				-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
多良間村		3	-	10	9	90.0	7	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	適正				7		5	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	適正月齢外				2		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石垣市		14	3	937	916	97.8	726	27	35	61	2	8	57	133	19	55	10	3	1	1	7	11	10	2	13	1	-	126	
	適正				795		631	22	29	51	2	8	52	121	16	51	10	3	1	-	7	10	7	2	13	1	-	101	
	適正月齢外				121		95	5	6	10	-	-	5	12	3	4	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	25	
竹富町		4	9	94	91	96.8	64	7	6	8	1	4	1	19	2	8	1	-	-	-	-	-	-	1	4	3	-	10	
	適正				87		60	7	6	8	1	4	1	19	2	8	1	-	-	-	-	-	-	1	4	3	-	10	
	適正月齢外				4		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
与那国町		-	3	25	24	96.0	20	1	2	-	-	-	-	4	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	適正				21		17	1	2	-	-	-	-	4	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	適正月齢外				3		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 受診率100%以上の市町村があるのは、前年度の未受診者対策等により今年度受診した児がいるためである。  
 (注) 貧血検査結果は、Hb1.0g/dl 未満を要精査・要相談として集計した。

令和2年度 乳児一般健康診査月齢別統計(I C D-10分類)

実施年月日 2020/4/1 ~ 2021/3/31

単位：件

月 齢	受 診 者 数	総 合 判 定						総 合 判 定 内 容 内 訳 (複 数 選 択)														明									
		問 題 な し	要 相 談	要 経 観	要 密 査	要 治 療	現 在 治 療 中	現 在 観 察 中	う ち 実 人 員	感 染 症 お よ び 寄 生 虫 症	新 生 物	血 液 お よ び 免 疫 機 構 の 障 害	お 内 分 泌 代 謝 疾 患	精 神 お よ び 行 動 の 障 害	神 経 系 の 疾 患	眼 お よ び 付 属 器 の 疾 患	耳 お よ び 乳 様 突 起 の 疾 患	循 環 器 系 の 疾 患	呼 吸 器 系 の 疾 患	消 化 器 系 の 疾 患	皮 膚 お よ び 皮 下 組 織 の 疾 患		筋 骨 格 系 お よ び 結 合 組 織 の 疾 患	尿 路 性 器 系 の 疾 患	妊 娠 分 娩 お よ び 産 褥	周 産 期 に 発 生 し た 病 態	お よ び 染 色 体 異 常 形	異 常 状 態 検 査 所 見	そ の 他 の 外 因 の 影 響	損 傷 お よ び 死 亡 の 外 因	要 因 お よ び 保 健 サ ー ビ ス の 利 用
総計	25,839	20,036	2,307	837	2,015	184	544	958	5,803	18	25	393	46	1	19	79	57	10	29	112	441	23	36	-	19	1,624	508	92	-	165	4
1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	13	10	-	2	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
3	691	568	15	18	54	2	10	35	123	-	1	1	-	-	4	4	-	-	4	4	14	-	2	-	-	50	12	1	-	8	-
4	4,343	3,522	133	146	381	57	99	153	821	5	4	7	4	-	3	12	10	-	4	21	124	3	8	-	7	386	55	6	-	30	1
5	3,742	3,092	130	100	299	42	82	104	650	2	3	2	3	-	7	4	2	3	10	92	1	7	-	2	317	47	7	-	18	-	
6	2,281	1,834	106	73	184	14	59	93	447	1	5	4	4	1	1	9	7	2	4	8	47	2	4	-	-	189	36	5	-	19	1
7	1,625	1,299	90	78	118	9	38	59	326	1	2	1	4	-	6	1	-	-	2	8	30	1	2	-	-	121	24	3	-	16	2
8	542	401	53	28	50	6	17	13	141	1	-	9	2	-	1	-	-	-	3	14	1	2	-	-	-	36	11	2	-	4	-
9	1,850	1,328	260	88	158	8	35	69	522	3	-	2	2	-	3	3	2	5	1	5	20	1	-	-	2	98	62	8	-	3	-
10	3,783	2,762	535	120	312	14	71	173	1,021	1	6	120	6	-	6	17	4	1	5	21	36	5	4	-	5	170	118	15	-	30	-
11	3,184	2,317	508	85	228	13	54	117	867	1	1	102	9	-	8	9	-	3	13	33	3	3	1	-	1	130	65	16	-	17	-
小計	22,055	17,134	1,830	738	1,784	165	465	820	4,921	15	22	298	35	1	13	67	41	10	22	94	410	17	31	-	17	1,499	430	63	-	145	4
適正月齢外	12	2,131	1,628	271	49	142	39	83	503	3	1	56	3	-	3	6	9	-	3	10	18	2	3	-	1	78	47	20	-	15	-
	13	1,029	789	140	27	60	5	21	34	240	-	1	27	5	-	3	5	-	3	4	7	3	1	-	-	34	14	8	-	2	-
	14	343	269	38	9	14	-	10	17	74	-	1	4	3	-	1	2	-	-	3	4	1	1	-	1	7	11	1	-	1	-
	15	173	136	15	7	9	-	5	3	37	-	4	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	6	4	-	-	-	-
	16	71	48	11	5	5	-	4	1	23	-	3	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-
	17	31	27	2	1	1	-	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	18	6	5	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3,784	2,902	477	99	231	19	79	138	882	3	3	95	11	-	6	12	16	-	7	18	31	6	5	-	2	125	78	29	-	20	-











単位：件

令和2年度 1歳6か月児健康診査市町村別統計(診察有所見分類)

実施年月日 2020/4/1 ~ 2021/3/31

市町村	健診回数		対象者数	再通知数(別計)	受診者数	受診率(%)	総合判定(実人員)							診察有所見内訳(複数選択)										検査結果						
	1	半					1	2	3	4	5	6	7	計	発育	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部	腹部	外陰部		背部	四肢	神経・運動	精神発達	その他	
市町村	12	382	14,363	2,460	12,474	86.8	8,854	1,964	562	572	29	147	346	2,375	421	386	71	61	102	38	182	32	92	6	62	47	662	213	940	
内 適正月齢					11,177		7,883	1,796	519	510	28	136	305	2,132	372	351	63	54	91	35	156	28	82	6	57	44	592	201	879	
内 適正月齢外					1,297		971	168	43	62	1	11	41	243	49	35	8	7	11	3	26	4	10	-	5	3	70	12	61	
国頭村	-	5	34	13	32	94.1	27	1	1	2	-	1	-	6	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	2	
適正月齢外					29		24	1	1	2	-	1	-	5	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	2	
大宜味村	-	4	18	-	15	88.9	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外					1		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東村	-	3	10	1	10	100.0	6	-	2	-	-	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外					9		5	-	2	-	-	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
今帰仁村	-	6	89	13	79	88.8	58	4	3	10	-	-	4	18	6	3	-	-	-	-	3	-	1	-	1	-	3	-	10	
適正月齢外					77		56	4	3	10	-	-	4	18	6	3	-	-	-	-	3	-	1	-	1	-	3	-	10	
本部町	-	6	112	30	112	100.0	75	18	6	8	1	2	2	21	5	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外					112		75	18	6	8	1	2	2	21	5	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名護市	-	18	779	-	660	84.7	530	64	18	29	2	4	13	64	12	3	1	-	-	-	5	3	5	-	3	-	7	5	18	2
適正月齢外					614		491	61	18	27	2	4	11	61	12	3	1	-	-	-	4	3	5	-	2	-	7	4	18	2
伊江村	3	-	52	2	42	80.8	39	3	7	5	-	1	2	7	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	3	
適正月齢外					33		20	2	5	4	-	1	1	4	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2	
伊平屋村	-	3	6	-	6	100.0	5	1	-	-	-	-	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外					6		5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
伊是名村	-	3	7	1	7	100.0	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外					7		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恩納村	-	6	79	36	67	84.8	52	9	2	2	-	-	2	6	2	-	1	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	
適正月齢外					66		52	9	1	2	-	-	2	5	2	-	1	-	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	
宜野座村	-	4	65	15	60	92.3	30	14	6	6	1	-	3	12	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	8	
適正月齢外					51		27	11	5	4	1	-	3	9	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	6	
金武町	-	4	101	27	97	96.0	72	13	3	2	-	-	7	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外					95		70	13	3	2	-	-	7	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
うるま市	-	37	1,419	-	995	70.1	663	183	55	56	4	13	21	196	29	44	8	3	8	3	14	1	9	1	9	6	9	53	9	
適正月齢外					934		619	171	52	55	4	13	20	187	28	42	7	3	8	3	14	1	9	1	9	6	9	48	9	
神縄市	-	26	1,636	150	1,423	87.0	867	355	67	62	3	21	48	362	54	66	11	6	10	7	25	6	13	1	8	2	111	42	196	
適正月齢外					1,372		836	343	66	58	3	20	46	349	52	64	10	4	10	7	25	5	12	1	7	2	108	42	189	
					51		31	12	1	4	-	1	2	13	2	2	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	7	



市町村	健診回数		対象者数	再通知(別計)	受診者数	受診率(%)	総合判定(実人員)							診察有所見内訳(複数選択)										検査結果		
	1	半					1	2	3	4	5	6	7	計	発育	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部	腹部	外陰部		背部	四肢
市町村	2	-	17	-	16	94.1	13	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
座間味村																										2
適正月齢外					15		12	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
栗国村			8	-	5	62.5	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
適正月齢外					4		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
渡名喜村			-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適正月齢外					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南大東村			13	1	12	92.3	8	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
適正月齢外					8		5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
北大東村			10	-	9	90.0	5	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
適正月齢外					7		3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
宮古島市			574	257	519	90.4	403	57	29	17	17	1	12	1	12	45	13	12	6	8	6	6	1	1	2	25
適正月齢外					513		399	56	29	17	17	1	11	1	11	45	13	12	6	8	6	6	1	1	2	25
適正月齢外					6		4	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
多良間村			8	-	6	75.0	4	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適正月齢外					6		4	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石垣市			491	97	487	99.2	409	32	7	20	7	14	5	14	35	12	9	2	2	2	2	2	2	1	2	49
適正月齢外					470		397	31	7	18	7	12	5	12	33	10	9	2	2	2	2	2	2	1	2	48
竹富町			51	-	48	94.1	12	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
適正月齢外					46		36	3	7	2	2	2	2	2	7	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	5
与那国町			15	1	13	86.7	2	-	2	-	-	-	-	-	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
適正月齢外					12		10	1	-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
					1		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-

注) 貧血検査結果は、Hb11.0g/dl未満を要精査・要相談として集計した。









令和2年度 1歳6か月児健康診査市町村別統計(歯科) No.1

実施年月日 2020/4/1 ~ 2021/3/31

市町村	対象者数	受診者数 ①+②	受診率(%)	むし歯のない者(人)①				むし歯のある者(人)②				現在歯数(本)			むし歯の内訳(本)			一人平均(本)			問食時間(人)									
				O1	O2	記入なし		計	A	B	C	記入なし	A	B	C	計	健全歯数	むし歯総数	むし歯総数(%)	未処置歯数	処置歯数	不処置歯数	未処置歯数	処置歯数	不処置歯数	むし歯	処置	平均	決めている	決めていない
						計	(%)																							
市町村	14,363	12,464	86.8	9,222	3,043	14	185	1.5	161	18	6	87.0	9.7	3.2	192,023	191,509	514	0.3	505	3	6	98.2	0.6	1.2	0.0	0.0	10,179	2,245	40	
内訳	11,188	11,188		8,246	2,758	13	151	1.4	134	12	5	88.7	7.9	3.3	170,629	170,212	417	0.2	412	3	2	98.8	0.7	0.5	0.0	0.0	9,135	1,999	34	
国頭村	34	32	94.1	30	2				27	6	1	79.4	17.6	2.9	21,394	21,297	97	0.5	93	4	4	95.9	-	4.1	0.1	-	1,044	246	6	
大宜味村	18	16	88.9	11	4		1	6.3	1			100.0	-	-	257	256	1	0.4	1			100.0	-	-	0.1	-	11	5	-	
東村	10	10	100.0	3	7				3	6	1	100.0	-	-	18	18						-	-	-	-	-	1	1	-	
今帰仁村	89	78	87.6	56	22				16	16	1	-	-	-	1,125	1,125						-	-	-	-	-	61	16	1	
本部町	112	107	95.5	92	15				16	16		-	-	-	1,109	1,109						-	-	-	-	-	60	16	1	
名護市	779	660	84.7	522	127	2	9	1.4	9	8		100.0	-	-	10,129	10,108	21	0.2	20	1	1	95.2	-	4.8	0.0	-	538	119	3	
伊江村	52	42	80.8	28	14				36	9		100.0	-	-	756	754	2	0.3	2			-	-	-	-	-	34	11	1	
伊平屋村	6	6	100.0	6					6			-	-	-	92	92						-	-	-	-	-	6			
伊是名村	7	7	100.0	6	1				6	1		-	-	-	96	96						-	-	-	-	-	5	2		
恩納村	79	67	84.8	52	15				92	92		-	-	-	984	984						-	-	-	-	-	53	14		
宜野座村	65	60	92.3	41	19				16	16		-	-	-	922	922						-	-	-	-	-	46	14		
金武町	101	97	96.0	50	47				145	145		-	-	-	1,483	1,483						-	-	-	-	-	76	21		
		95		49	46				1,455	1,455		-	-	-	28	28						-	-	-	-	-	75	20		
		2		1	1							-	-	-								-	-	-	-	-	1	1		

対象者数	受診者数 ①+②	受診率(%)	むし歯のない者(人)①				むし歯のある者(人)②				現在歯数(本)			むし歯の内訳(本)				一人平均(本)		問合時間(人)								
			O1	O2	記入なし	計	型別分類			計	健全歯数	むし歯総数(%)	未処置歯数	処置歯数	不処置歯数	未処置歯数	処置歯数	不処置歯数	むし歯	処置	決めていない	決めている	記入なし	記入				
							A	B	C																A	B	C	記入なし
中町村 うるま市	1,419	995	70.1	643	330	1	21	2.1	18	3	-	85.7	14.3	-	14,933	14,854	79	0.5	79	-	100.0	-	-	0.1	-	771	222	2
	適正	934		604	312	1	17	1.8	15	2	-	88.2	11.8	-	13,902	13,843	59	0.4	59	-	100.0	-	-	0.1	-	724	208	2
	月齢外	61		39	18	-	4	6.6	3	1	-	75.0	25.0	-	1,031	1,011	20	1.9	20	-	100.0	-	-	0.3	-	47	14	-
沖縄市	1,636	1,423	87.0	817	577	3	26	1.8	24	1	1	92.3	3.8	3.8	21,669	21,606	63	0.3	62	1	98.4	1.6	-	0.0	0.0	1,163	258	2
	適正	1,372		798	552	3	24	1.7	22	1	1	91.7	4.2	4.2	20,823	20,768	55	0.3	54	1	98.2	1.8	-	0.0	0.0	1,124	246	2
読谷村	443	383	86.5	322	57	-	4	1.0	4	-	-	100.0	-	-	846	838	8	0.9	8	-	100.0	-	-	0.2	-	39	12	-
	適正	368		307	57	-	4	1.1	4	-	-	100.0	-	-	5,777	5,768	9	0.2	9	-	100.0	-	-	0.0	-	312	71	-
嘉手納町	155	149	96.1	110	36	-	3	2.0	2	-	1	66.7	-	33.3	2,253	2,244	9	0.4	5	-	55.6	-	44.4	0.1	-	111	38	-
	適正	123		91	31	-	1	0.8	1	-	-	100.0	-	-	1,831	1,827	4	0.2	4	-	100.0	-	-	0.0	-	88	35	-
北谷町	301	263	87.4	208	53	-	2	7.7	1	-	1	50.0	-	50.0	422	417	5	1.2	1	-	20.0	-	80.0	0.2	-	23	3	-
	適正	249		197	50	-	2	0.8	1	1	-	50.0	50.0	-	4,046	4,036	10	0.2	10	-	100.0	-	-	0.0	-	219	43	1
北中城村	186	167	89.8	134	33	-	11	3	-	-	-	-	-	230	230	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	207	41	1	
	適正	163		130	33	-	-	-	-	-	-	-	-	2,474	2,474	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126	41	-
中城村	320	301	94.1	253	46	-	2	0.7	2	-	-	100.0	-	-	4,520	4,515	5	0.1	5	-	100.0	-	-	0.0	-	247	53	1
	適正	289		241	46	-	2	0.7	2	-	-	100.0	-	-	4,322	4,317	5	0.1	5	-	100.0	-	-	0.0	-	239	49	1
宜野湾市	1,091	947	86.8	575	358	1	13	1.4	11	1	1	84.6	7.7	7.7	188	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	-
	適正	917		556	347	1	13	1.4	11	1	1	84.6	7.7	7.7	13,692	13,662	30	0.2	28	1	93.3	3.3	3.3	0.0	0.0	803	140	4
那覇市	2,531	2,191	86.6	1,719	437	1	34	1.6	30	3	1	86.2	8.8	2.9	34,631	34,539	92	0.3	91	1	98.9	1.1	-	0.0	0.0	1,806	375	10
	適正	1,866		1,476	362	1	27	1.4	26	-	1	96.3	-	3.7	29,284	29,214	70	0.2	69	1	98.6	1.4	-	0.0	0.0	1,553	306	7
浦添市	988	879	89.0	682	186	1	10	1.1	6	3	1	60.0	30.0	10.0	5,347	5,325	22	0.4	22	-	100.0	-	-	0.1	-	253	69	3
	適正	664		547	108	1	8	1.2	4	3	1	50.0	37.5	12.5	14,000	13,972	28	0.2	28	-	100.0	-	-	0.0	-	743	136	-
糸満市	789	696	88.2	582	101	1	12	1.7	10	2	-	83.3	16.7	-	3,544	3,542	2	0.1	2	-	100.0	-	-	0.0	-	182	33	-
	適正	654		547	95	1	11	1.7	9	2	-	81.8	18.2	-	10,813	10,781	32	0.3	32	-	100.0	-	-	0.0	-	567	126	3
豊見城市	801	750	93.6	662	75	-	13	1.7	11	2	-	100.0	-	-	688	697	1	0.1	1	-	100.0	-	-	0.0	-	36	6	-
	適正	403		348	50	-	5	1.2	4	1	-	80.0	20.0	-	12,036	12,007	29	0.2	29	-	100.0	-	-	0.0	-	627	121	2
西原町	321	298	92.8	223	71	-	4	1.3	4	-	-	100.0	-	-	6,327	6,312	15	0.2	15	-	100.0	-	-	0.0	-	337	64	2
	適正	297		223	70	-	4	1.3	4	-	-	100.0	-	-	5,709	5,695	14	0.2	14	-	100.0	-	-	0.0	-	290	57	-
与那原町	276	253	91.7	220	32	-	1	0.4	-	-	1	-	-	4,520	4,512	8	0.2	8	-	100.0	-	-	0.0	-	249	49	-	
	適正	236		208	27	-	1	0.4	-	-	1	-	-	4,502	4,494	8	0.2	8	-	100.0	-	-	0.0	-	248	49	-	
月齢外	17			12	5	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	1	-	-	
月齢外	17			12	5	-	-	-	-	-	-	-	-	282	282	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	15	2	-	

対象者数	受診者数 ①+②	受診率(%)	むし歯のない者(人)①				むし歯のある者(人)②				現在歯数(本)				むし歯の内訳(本)				一人平均(本)				問食時間(人)					
			O1	O2	記入なし	計	A	B	C	記入なし	A	B	C	記入なし	計	健全歯数	むし歯総数	未処置歯数	処置歯数	不処置歯数	未処置歯数	処置歯数	不処置歯数	むし歯	処置歯	決めている	決めていない	記入なし
中町村	483	402	83.2	292	103	1	6	1.5	6	-	-	-	6,055	6,040	15	0.2	15	-	100.0	-	-	-	0.0	-	335	62	5	
八重瀬町	375	375	100.0	279	93	1	2	0.5	2	-	-	-	5,609	5,603	6	0.1	6	-	100.0	-	-	-	0.0	-	314	57	4	
月齢外	27	27	100.0	13	10	-	4	14.8	4	-	-	-	446	437	9	2.0	9	-	100.0	-	-	-	0.3	-	21	5	1	
久米島町	67	67	100.0	56	11	-	-	-	-	-	-	-	1,019	1,019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	10	-		
適正	66	66	100.0	55	11	-	-	-	-	-	-	-	1,002	1,002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56	10	-		
月齢外	1	1	100.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	17	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
渡嘉敷村	5	4	80.0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	64	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-		
適正	3	3	100.0	3	-	-	-	-	-	-	-	-	46	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-		
月齢外	1	1	100.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
座間味村	17	16	94.1	13	3	-	-	-	-	-	-	-	251	251	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	4	-		
適正	15	15	100.0	12	3	-	-	-	-	-	-	-	235	235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	4	-		
月齢外	1	1	100.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
粟国村	8	5	62.5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	90	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-		
適正	4	4	100.0	2	2	-	-	-	-	-	-	-	70	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-		
月齢外	1	1	100.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
渡名喜村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
適正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
月齢外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
南大東村	13	12	92.3	10	1	-	1	8.3	1	-	-	-	196	194	2	1.0	2	-	100.0	-	-	-	0.2	-	8	4	-	
適正	8	8	100.0	7	-	-	1	12.5	1	-	-	-	127	125	2	1.6	2	-	100.0	-	-	-	0.3	-	5	3	-	
月齢外	4	4	100.0	3	1	-	-	-	-	-	-	-	69	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-		
北大東村	10	9	90.0	8	-	-	1	11.1	1	-	-	-	146	142	4	2.7	4	-	100.0	-	-	-	0.4	-	8	1	-	
適正	7	7	100.0	6	-	-	1	14.3	1	-	-	-	114	110	4	3.5	4	-	100.0	-	-	-	0.6	-	7	-	-	
月齢外	2	2	100.0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	32	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-		
宮古高市	574	519	90.4	501	8	-	10	1.9	9	1	-	-	8,062	8,031	31	0.4	31	-	100.0	-	-	-	0.1	-	391	127	1	
適正	513	513	100.0	497	8	-	8	1.6	7	1	-	-	7,963	7,939	24	0.3	24	-	100.0	-	-	-	0.0	-	387	125	1	
月齢外	6	6	100.0	4	-	-	2	33.3	2	-	-	-	99	92	7	7.1	7	-	100.0	-	-	-	1.2	-	4	2	-	
多良間村	8	6	75.0	5	1	-	-	-	-	-	-	-	74	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-		
適正	6	6	100.0	5	1	-	-	-	-	-	-	-	74	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-		
月齢外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
石垣市	491	486	99.0	343	132	-	11	2.3	10	1	-	-	7,421	7,391	30	0.4	30	-	100.0	-	-	-	0.1	-	412	71	3	
適正	469	469	100.0	330	129	-	10	2.1	10	-	-	-	7,141	7,118	23	0.3	23	-	100.0	-	-	-	0.0	-	399	67	3	
月齢外	17	17	100.0	13	3	-	1	5.9	1	-	-	-	280	273	7	2.5	7	-	100.0	-	-	-	0.4	-	13	4	-	
竹富町	51	48	94.1	37	10	-	1	2.1	1	-	-	-	728	725	3	0.4	3	-	100.0	-	-	-	0.1	-	29	19	-	
適正	46	46	100.0	35	10	-	1	2.2	1	-	-	-	692	689	3	0.4	3	-	100.0	-	-	-	0.1	-	29	17	-	
月齢外	2	2	100.0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	36	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-		
与那国町	15	13	86.7	5	8	-	-	-	-	-	-	-	205	205	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	1	-		
適正	12	12	100.0	5	7	-	-	-	-	-	-	-	189	189	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	1	-		
月齢外	1	1	100.0	-	1	-	-	-	-	-	-	-	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		

実施年月日 2020/4/1 ~ 2021/3/31 令和2年度 1歳6か月児健康診査市町村別統計(歯科) No.2 単位:人

市町村	歯の汚れ				不正咬合				口腔習癖				その他の異常				歯科医師判定(実人員)																
	きれ	少ない	多い	記入なし	な	軟組織の疾患		記入なし		な	あり内訳(複数選択)	記入なし	な	あ	記入なし	計	1	2	3	4	5	6											
						小	あり内訳(複数選択)	う	ち														実	人員									
市町村総計	9,252	2,965	212	35	11,811	603	7	13	8	629	24	11,553	866	45	10,543	1,250	502	132	21	1,886	35	12,005	308	151	12,464	7,955	2,026	2,345	19	100	19		
	8,272	2,667	198	31	10,575	549	6	11	7	572	21	10,332	796	40	9,398	1,147	475	116	21	1,741	29	10,753	278	137	11,168	7,036	1,880	2,192	14	81	15		
国頭村	980	298	14	4	1,236	54	1	2	1	57	3	1,221	70	5	1,145	103	27	16	-	145	6	1,252	30	14	1,296	919	196	153	5	19	4		
	30	2	-	-	32	-	-	-	-	-	-	30	2	-	30	2	-	-	-	2	-	31	-	1	32	25	-	-	7	-	-		
大宜味村	27	2	-	-	29	-	-	-	-	-	-	29	2	-	28	1	-	-	-	1	-	28	-	1	29	23	-	-	6	-	-		
	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	1	-	-	-	1	-	3	-	-	3	2	-	-	1	-	-		
東村	11	5	-	-	16	-	-	-	-	-	-	16	-	-	11	5	2	-	-	5	-	14	-	2	16	9	3	3	-	1	-	-	
	10	5	-	-	15	-	-	-	-	-	-	15	-	-	10	5	2	-	-	5	-	13	-	2	15	8	3	3	-	1	-	-	
今帰仁村	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
	3	7	-	-	7	2	-	1	3	-	9	1	8	2	8	2	-	-	-	2	-	10	2	-	10	2	8	-	-	-	-	-	
本部町	3	6	-	-	6	2	-	1	3	-	8	1	7	2	7	2	-	-	-	2	-	9	-	-	9	2	7	-	-	-	-	-	
	56	22	-	-	78	-	-	-	-	-	-	78	-	-	78	-	-	-	-	-	-	78	-	-	78	76	-	2	-	-	-	-	-
本郷町	55	22	-	-	77	-	-	-	-	-	-	77	-	-	77	-	-	-	-	-	-	77	-	-	77	75	-	2	-	-	-	-	-
	92	12	3	-	107	-	-	-	-	-	-	103	3	1	88	6	12	1	-	19	-	104	-	3	107	98	3	6	-	-	-	-	-
名護市	92	12	3	-	107	-	-	-	-	-	-	103	3	1	88	6	12	1	-	19	-	104	-	3	107	98	3	6	-	-	-	-	-
	525	132	1	2	629	28	-	2	30	1	599	60	1	549	68	31	10	2	110	1	652	2	6	680	474	37	142	-	6	1	-	-	
伊江村	489	122	1	2	584	27	-	2	29	1	558	55	1	514	62	27	9	2	99	1	606	2	6	614	445	31	132	-	5	1	-	-	
	36	10	-	-	45	1	-	-	1	-	41	5	-	35	6	4	1	-	11	-	46	-	-	46	29	6	10	-	1	-	-	-	
伊平屋村	28	14	-	-	42	-	-	-	-	-	42	-	-	42	-	-	-	-	-	-	42	-	-	42	42	-	-	-	-	-	-	-	-
	21	12	-	-	33	-	-	-	-	-	33	-	-	33	-	-	-	-	-	-	33	-	-	33	33	-	-	-	-	-	-	-	-
伊是名村	7	2	-	-	9	-	-	-	-	-	9	-	-	9	-	-	-	-	-	-	9	-	-	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-
	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-
恩納村	6	-	-	-	7	-	-	-	-	-	7	-	-	5	1	1	-	-	-	2	-	7	-	7	5	2	-	-	-	-	-	-	-
	6	1	-	-	7	-	-	-	-	-	7	-	-	7	-	-	-	-	-	2	-	7	-	7	5	2	-	-	-	-	-	-	-
宜野座村	52	13	-	2	62	5	-	-	5	-	59	8	-	52	9	4	2	-	15	-	64	3	-	67	34	6	27	-	-	-	-	-	-
	51	13	-	2	61	5	-	-	5	-	58	8	-	51	9	4	2	-	15	-	63	3	-	66	33	6	27	-	-	-	-	-	-
金武町	41	19	-	-	55	5	-	-	5	-	56	4	-	57	2	-	1	-	3	-	56	4	-	60	31	13	16	-	-	-	-	-	
	33	18	-	-	46	5	-	-	5	-	48	3	-	48	2	-	1	-	3	-	49	2	-	51	26	12	13	-	-	-	-	-	
金武町	50	46	1	-	97	-	-	-	-	-	77	20	-	72	14	9	1	1	25	-	88	8	1	97	15	34	48	-	-	-	-	-	
	49	45	1	-	95	-	-	-	-	-	77	18	-	70	14	9	1	1	25	-	86	8	1	95	15	34	46	-	-	-	-	-	
	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	

市町村	歯の汚れ				軟組織の疾患				不正咬合				口腔習癖				その他の異常				歯科医師判定(実人員)									
	きれい	少ない	多い	記入なし	な	あり内訳(複数選択)			記入なし	な	あ	記入なし	あり内訳(複数選択)	記入なし	な	あ	記入なし	計	1	2	3	4	5	6						
						小	歯	肉																	帯	歯	肉	帯	指しやぶり	おしやぶり
市町村 うるま市	647	345	2	1	976	14	-	2	18	1	878	115	2	774	128	77	16	2	221	-	933	60	2	995	353	320	303	3	13	3
	607	324	2	1	916	14	-	2	17	1	823	109	2	723	123	74	14	2	211	-	877	55	2	984	325	304	290	3	10	2
沖縄市	822	587	10	4	1,367	48	2	4	54	2	1,296	118	9	1,112	172	105	30	2	307	4	1,340	47	36	1,423	679	410	313	3	15	3
	798	562	8	4	1,317	47	2	4	53	2	1,249	114	9	1,071	166	102	29	2	297	4	1,290	46	36	1,372	657	394	301	3	14	3
読谷村	323	55	5	-	376	6	-	-	6	1	365	18	-	325	44	12	2	-	58	-	375	-	8	383	337	6	38	-	2	-
	308	55	5	-	361	6	-	-	6	1	350	18	-	313	41	12	2	-	55	-	360	-	8	368	322	6	38	-	2	-
嘉手納町	111	36	1	1	149	-	-	-	-	-	15	-	-	12	3	-	-	-	3	-	15	-	-	15	15	-	-	-	-	-
	91	31	-	1	123	-	-	-	-	-	138	11	-	133	12	4	-	-	16	-	148	1	-	149	106	25	16	-	2	-
北谷町	208	54	1	-	256	7	1	-	7	-	244	17	2	239	15	5	2	-	22	2	248	13	2	263	177	36	49	-	1	-
	197	51	1	-	243	6	1	-	6	-	232	15	2	226	15	5	1	-	21	2	235	12	2	249	167	36	45	-	1	-
北中城村	30	115	19	3	150	14	-	-	14	3	152	15	-	127	31	8	1	-	39	1	163	-	4	167	109	20	38	-	-	-
	30	111	19	3	146	14	-	-	14	3	148	15	-	123	31	8	1	-	39	1	159	-	4	163	105	20	38	-	-	-
中城村	254	47	-	-	284	16	-	1	17	-	269	32	-	248	37	11	5	-	53	-	284	14	3	301	185	22	91	1	2	-
	242	47	-	-	272	16	-	1	17	-	259	30	-	236	37	11	5	-	53	-	274	13	2	289	176	22	88	1	2	-
宜野湾市	578	276	87	6	770	170	2	1	174	3	816	127	4	805	87	37	11	2	137	5	891	34	22	947	519	110	310	-	8	-
	559	267	85	6	744	166	2	1	170	3	791	122	4	779	86	37	8	2	133	5	865	31	21	917	503	106	300	-	8	-
那覇市	1,726	433	30	2	2,096	88	1	3	2	93	2	2,121	65	1,938	201	32	15	3	248	5	2,143	32	16	2,191	1,622	361	180	7	18	3
	1,483	356	26	1	1,784	76	1	1	2	80	2	1,805	57	1,646	173	28	14	3	215	5	1,825	26	15	1,866	1,379	306	160	5	13	3
浦添市	243	77	4	1	312	12	-	2	13	-	316	8	1	292	28	4	1	-	33	-	318	6	1	325	243	55	20	2	5	-
	683	177	16	3	839	37	-	-	37	3	841	38	-	803	53	13	7	2	74	2	867	6	6	879	631	129	112	-	7	-
糸満市	135	77	2	1	205	9	-	-	9	1	208	7	-	194	16	1	2	-	19	2	208	4	3	215	138	62	14	-	1	-
	586	99	8	3	689	5	-	1	6	1	688	26	2	598	71	17	8	2	97	1	675	13	8	696	583	25	77	-	6	5
豊見城市	551	92	8	3	647	5	-	1	6	1	626	26	2	560	69	16	7	2	93	1	634	13	7	654	546	22	76	-	6	4
	35	7	-	-	42	-	-	-	-	-	42	-	-	38	2	1	1	-	4	-	41	-	1	42	37	3	1	-	1	-
西原町	664	83	1	2	686	62	1	-	63	1	704	43	3	661	56	24	6	1	86	3	727	17	6	750	547	51	140	1	8	3
	349	53	-	1	366	37	-	-	37	-	381	22	-	356	29	16	2	1	47	-	387	15	1	403	273	35	91	-	3	1
与那原町	315	30	1	1	320	25	1	-	26	1	323	21	3	305	27	8	4	-	39	3	340	2	5	347	274	16	49	1	5	2
	224	74	-	-	296	1	-	-	1	1	275	23	-	226	46	24	3	-	72	-	293	3	2	298	227	6	62	-	3	-
与那原町	224	73	-	-	295	1	-	-	1	1	274	23	-	225	46	24	3	-	72	-	292	3	2	297	226	6	62	-	3	-
	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
与那原町	218	30	3	2	216	37	-	-	37	-	239	10	4	204	34	10	3	2	48	1	247	3	3	253	199	11	41	1	1	-
	206	25	3	2	199	37	-	-	37	-	222	10	4	190	31	9	3	2	45	1	230	3	3	236	184	11	39	1	1	-
月齢外	12	5	-	-	17	-	-	-	-	-	17	-	-	14	3	1	-	-	3	-	17	-	-	17	15	-	2	-	-	-

	歯の汚れ				軟組織の疾患				不正咬合				口腔習癖				その他の異常				歯科医師判定(実人員)																				
	きれ	少	多	記入なし	な	あり内訳(複数選択)			記入なし	な	あ	記入なし	な	あ	記入なし	計	1	2	3	4	5	6																			
						小	歯	肉															帯	指しやぶり	おしやぶり	その他	うち実人員	不	詳												
市町村	293	101	7	1	378	23	-	-	23	1	373	28	1	302	62	32	4	1	98	2	374	19	9	402	221	51	127	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-				
八重瀬町	279	89	6	1	352	22	-	-	22	1	347	27	1	279	59	31	4	1	94	2	350	16	9	375	204	46	124	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-				
	14	12	1	-	26	1	-	-	1	-	26	1	-	23	3	1	-	-	4	-	24	3	-	27	17	5	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
久米島町	56	11	-	-	63	4	-	-	4	-	66	1	-	61	3	2	1	-	6	-	64	3	-	67	46	10	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	55	11	-	-	62	4	-	-	4	-	65	1	-	60	3	2	1	-	6	-	63	3	-	66	45	10	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
渡嘉敷村	4	-	-	-	3	1	-	-	1	-	2	2	-	4	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	3	-	-	-	2	1	-	-	1	-	2	1	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
鹿間味村	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	13	3	-	-	14	2	-	-	2	-	15	1	-	16	-	-	-	-	-	16	-	-	16	10	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栗国村	12	3	-	-	13	2	-	-	2	-	14	1	-	15	-	-	-	-	-	15	-	-	15	9	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
渡名喜村	2	-	-	-	3	1	-	-	4	-	4	1	-	4	1	-	-	-	-	4	-	-	4	2	-	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2	-	-	-	2	1	-	-	3	-	3	1	-	3	1	-	-	-	-	3	-	-	3	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南大東村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	11	1	-	-	12	-	-	-	-	-	9	3	-	11	-	-	-	-	-	10	-	-	10	2	12	9	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北大東村	8	-	-	-	4	-	-	-	-	-	3	1	-	4	-	-	-	-	-	7	-	-	8	-	9	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6	-	-	-	7	-	-	-	-	-	7	-	-	5	-	-	-	-	-	6	-	-	6	-	7	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮古島市	501	16	2	-	518	1	-	-	1	-	508	10	1	502	12	4	1	-	17	-	517	2	-	519	325	160	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	497	15	1	-	512	1	-	-	1	-	502	10	1	496	12	4	1	-	17	-	511	2	-	513	322	158	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
多良間村	4	1	1	-	6	-	-	-	-	-	6	-	-	6	-	-	-	-	-	6	-	-	6	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	5	1	-	-	6	-	-	-	-	-	4	1	1	3	-	-	-	-	-	3	-	-	2	-	6	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
石垣市	343	133	10	-	460	25	-	-	26	-	424	62	-	390	73	22	1	1	96	-	464	22	-	486	194	149	142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	330	129	10	-	443	25	-	-	26	-	409	60	-	375	72	21	1	1	94	-	448	21	-	469	186	143	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
竹富町	13	4	-	-	17	-	-	-	-	-	15	2	-	15	1	1	-	2	-	16	1	-	17	8	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	37	7	4	-	47	1	-	-	1	-	47	1	-	47	1	-	-	-	1	-	48	-	48	35	11	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
与那国町	5	8	-	-	12	1	-	-	1	-	7	2	4	8	3	3	-	-	5	-	10	2	1	13	7	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	5	7	-	-	11	1	-	-	1	-	6	2	4	7	3	3	-	-	5	-	10	1	1	12	6	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

○歯科医師判定(実人員)は複数選択の優先とし、それ以降は項目番号6、5、3、2、1の順に採用した。

令和2年度 3歳児健康診査市町村別統計 (診察有所見分類)

単位：件

実施年月日 2020/4/1 ~ 2021/3/31

市町村	健診回数	対象者数	再通知(別計)	受診者数	受診率(%)	総合判定(本人見)							診察有所見内訳(複数選択)										検査結果														
						1 問題なし	2 要相談	3 要経観	4 要精密検査	5 要治療	6 現在治療中	7 現在観察中	計	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸腹部	腹	けい外陰部	背	四肢	神経運動	精神発達	言語	日常習慣	その他	尿異常	視力異常	聴覚異常						
市町村	13	401	15,406	3,133	13,239	86.3	9,846	921	331	1,464	23	246	468	3,199	671	273	57	77	277	127	220	11	46	3	45	22	387	559	211	213	202	364	318				
総計							9,215	861	315	1,380	21	229	446	3,028	632	256	57	75	262	118	210	11	42	3	43	21	360	532	202	204	193	348	288				
内訳							631	60	16	84	2	17	22	171	39	17	-	2	15	9	10	-	4	-	2	1	27	27	9	9	9	16	25				
国頭村	-	5	28	6	24	85.7	21	-	1	1	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-				
適正月齢外							20	-	1	1	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-			
大宜味村	-	4	25	-	23	92.0	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
適正月齢外							17	-	1	1	-	1	3	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
東村	-	3	15	-	14	93.3	11	-	1	-	-	2	-	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
適正月齢外							9	-	1	-	-	2	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
今帰仁村	-	6	81	10	77	95.1	53	7	4	11	-	-	2	34	10	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-	1	6	8	1	-	-	2	2	2	2		
適正月齢外							52	7	3	11	-	-	2	34	10	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	6	8	1	-	-	2	2	2	2	
本部町	-	6	102	60	122	119.6	91	10	2	13	-	4	2	28	6	8	-	-	-	-	3	1	-	1	-	-	2	4	2	-	-	3	1	1	1		
適正月齢外							88	10	2	13	-	4	2	28	6	8	-	-	-	-	3	1	-	1	-	-	2	4	2	-	-	3	1	1	1		
名護市	-	19	721	-	586	81.3	463	27	16	56	3	9	11	92	31	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
適正月齢外							453	27	15	56	3	9	11	90	30	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	17	19	1	4	12	11	13	13		
伊江村	3	-	50	1	46	92.0	35	3	2	4	-	1	1	8	3	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-		
適正月齢外							33	2	2	3	-	1	1	8	3	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
伊平屋村	-	3	12	-	12	100.0	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外							12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊是名村	-	3	10	1	10	100.0	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外							9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恩納村	-	6	113	56	98	86.7	81	6	2	4	-	1	4	15	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	-	-	1	3	1	1	1		
適正月齢外							77	6	1	4	-	1	4	14	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	-	-	1	3	1	1	1	
宜野座村	-	4	87	15	80	92.0	50	18	-	8	-	1	3	12	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
適正月齢外							43	17	-	7	-	1	3	10	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
金武町	-	4	105	19	103	98.1	80	2	-	14	-	2	5	16	5	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4	-	-	3	1	3	1	3	1	
適正月齢外							79	2	-	14	-	2	5	16	5	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4	-	-	3	1	3	1	3	1	
うるま市	1	33	1,368	249	1,095	80.0	697	137	22	189	2	14	34	334	62	22	2	4	18	18	17	3	7	-	2	4	26	72	60	17	77	25	24	24	24		
適正月齢外							663	127	21	177	1	14	33	312	62	18	2	4	18	16	17	3	6	-	1	3	23	67	57	15	74	22	21	21	21		
適正月齢外							34	10	1	12	1	-	1	22	-	4	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	3	5	3	2	3	3	3	3		





市町村	健診回数		対象者数	再通知(別計)	受診者数	受診率(%)	総合判定(実人員)							診察有所見内訳(複数選択)										検査結果						
	1	半					1	2	3	4	5	6	7	計	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部	腹部	背	四肢	神経・運動	精神発達	言語	日常習慣	その他	尿異常	視力異常
市町村	-	12	444	345	400	90.1	325	14	5	30	1	10	15	47	15	9	-	-	-	-	-	-	5	10	1	-	-	2	4	10
八重瀬町	適正				368		296	13	4	29	1	10	15	43	15	9	-	-	-	-	-	5	8	1	-	-	2	4	10	
	月齢外				32		29	1	1	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	
久米島町	適正		79	-	59	74.7	38	5	12	3	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	1	-	10	5	1	1	-	3	-	
	月齢外				59		38	5	12	3	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	1	-	10	5	1	1	-	3	-	
渡嘉敷村	適正		10	-	9	90.0	8	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				7		6	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
座間味村	適正		6	-	5	83.3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				5		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
粟国村	適正		8	-	7	87.5	6	-	-	1	-	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				6		5	-	1	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
渡名喜村	適正		3	-	3	100.0	2	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				3		2	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南大東村	適正		6	-	5	83.3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				5		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北大東村	適正		7	-	7	100.0	5	-	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	月齢外				7		5	-	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
宮古島市	適正		580	251	517	89.1	436	16	8	42	-	2	13	64	25	9	2	7	5	1	2	-	6	6	1	9	6	-	-	
	月齢外				485		407	16	8	39	-	2	13	61	23	9	2	7	5	1	2	-	5	6	1	9	6	-	-	
	月齢外				32		29	-	3	-	-	-	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
多良間村	適正		6	-	6	100.0	4	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				6		4	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石垣市	適正		541	107	499	92.2	427	26	10	17	-	6	13	31	13	5	2	1	3	1	1	-	1	1	-	2	1	-	-	
	月齢外				465		399	22	10	16	-	5	13	28	12	3	2	1	3	1	1	-	1	1	-	2	1	-	-	
	月齢外				34		28	4	-	1	-	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
竹雷町	適正		44	-	41	93.2	34	1	3	2	1	-	4	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	
	月齢外				39		32	1	3	2	1	-	4	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	
	月齢外				2		2	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
与那国町	適正		29	-	28	96.6	19	4	3	-	-	-	2	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				28		19	4	3	-	-	-	2	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	月齢外				-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 受診率100%以上の市町村があるのは、前年度の未受診者対算等により今年度受診した児がいるためである。









対象者数	受診者数 ①+②	受診率(%)	むし歯のない者(人)①	むし歯のある者(人)②										現在歯数(本)			むし歯の内訳(本)			(%)			一人平均(本)	喪失によるむし歯					
				型別分類			(人)			(%)				計	健全歯数	むし歯総数	未処置歯数	処置歯数	未処置歯数	処置歯数	未処置歯数	処置歯数			未処置歯数	処置歯数			
				A	B	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	記入なし	A	B	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	記入なし														A	B	C <sub>1</sub>
中町村	1,368	1,093	79.9	844	249	228	179	61	-	9	-	71.9	24.5	-	3.6	-	21,759	20,925	834	3.8	786	48	-	94.2	5.8	-	0.8	0.0	8
					うるま市	804	230	222	165	57	-	8	-	71.7	24.8	-	3.5	-	20,584	19,826	758	3.7	717	41	-	94.6	5.4	-	0.7
沖繩市	1,733	1,449	83.6	1,136	313	216	224	75	4	10	-	71.6	24.0	1.3	3.2	-	28,862	27,871	991	3.4	885	103	3	89.3	10.4	0.3	0.7	0.1	15
					月齢外	1,099	302	216	218	70	4	10	-	72.2	23.2	1.3	3.3	-	27,904	26,958	946	3.4	848	95	3	89.6	10.0	0.3	0.7
読谷村	449	382	85.1	299	83	21.7	56	23	-	4	-	67.5	27.7	-	4.8	-	7,598	7,294	304	4.0	276	28	-	90.8	9.2	-	0.8	0.1	3
					月齢外	292	76	20.7	53	19	-	4	-	69.7	25.0	-	5.3	-	7,318	7,058	260	3.6	234	26	-	90.0	10.0	-	0.7
嘉手納町	159	146	91.8	112	34	23.3	27	6	-	1	-	79.4	17.6	-	2.9	-	2,903	2,809	94	3.2	81	13	-	86.2	13.8	-	0.6	0.1	-
					月齢外	108	30	21.7	23	6	-	1	-	76.7	20.0	-	3.3	-	2,744	2,657	87	3.2	78	9	-	89.7	10.3	-	0.6
北谷町	366	298	81.4	260	38	12.8	29	9	-	-	-	76.3	23.7	-	-	-	5,932	5,814	118	2.0	113	4	1	95.8	3.4	0.8	0.4	0.0	1
					月齢外	253	38	13.1	29	9	-	-	-	76.3	23.7	-	-	-	5,792	5,674	118	2.0	113	4	1	95.8	3.4	0.8	0.4
北中城村	229	208	90.8	175	33	15.9	25	5	-	3	-	75.8	15.2	-	9.1	-	4,136	4,029	107	2.6	102	4	1	95.3	3.7	0.9	0.5	0.0	2
					月齢外	172	29	14.4	22	4	-	3	-	75.9	13.8	-	10.3	-	3,996	3,900	96	2.4	91	4	1	94.8	4.2	1.0	0.5
中城村	314	298	94.9	244	54	18.1	41	9	-	4	-	75.9	16.7	-	7.4	-	5,945	5,759	186	3.1	151	35	-	81.2	18.8	-	0.6	0.1	1
					月齢外	239	50	17.3	38	8	-	4	-	76.0	16.0	-	8.0	-	5,767	5,591	176	3.1	144	32	-	81.8	18.2	-	0.6
宜野湾市	1,052	846	80.4	724	122	14.4	92	24	-	6	-	75.4	19.7	-	4.9	-	16,837	16,437	400	2.4	360	39	1	90.0	9.8	0.3	0.5	0.0	2
					月齢外	829	117	14.1	88	24	-	5	-	75.2	20.5	-	4.3	-	16,498	16,107	391	2.4	351	39	1	89.8	10.0	0.3	0.5
那覇市	2,779	2,270	81.7	1,849	421	18.5	315	91	1	14	-	74.8	21.6	0.2	3.3	-	45,216	43,966	1,250	2.8	1,041	209	-	83.3	16.7	-	0.6	0.1	17
					月齢外	1,699	357	17.4	271	74	-	12	-	75.9	20.7	-	3.4	-	40,946	39,913	1,033	2.5	876	157	-	84.8	15.2	-	0.5
浦添市	1,060	919	86.7	753	166	18.1	139	25	-	2	-	83.7	15.1	-	1.2	-	4,270	4,053	217	5.1	165	52	-	76.0	24.0	-	1.0	0.2	-
					月齢外	677	141	17.2	118	21	-	2	-	83.7	14.9	-	1.4	-	16,296	15,909	387	2.4	352	33	2	91.0	8.5	0.5	0.5
糸満市	804	710	88.3	563	147	20.7	107	35	1	4	-	72.8	23.8	0.7	2.7	-	14,145	13,699	446	3.2	407	38	1	91.3	8.5	0.2	0.6	0.1	10
					月齢外	694	139	20.0	101	33	1	4	-	72.7	23.7	0.7	2.9	-	13,825	13,408	417	3.0	378	38	1	90.6	9.1	0.2	0.6
豊見城市	829	644	98.9	659	161	19.6	131	29	1	-	-	81.4	18.0	0.6	-	-	16,344	15,909	435	2.7	402	33	-	92.4	7.6	-	0.5	0.0	7
					月齢外	526	118	18.3	94	23	1	-	-	79.7	19.5	0.8	-	-	12,832	12,520	312	2.4	291	21	-	93.3	6.7	-	0.5
西原町	374	344	92.0	274	70	20.3	51	16	-	3	-	72.9	22.9	-	4.3	-	6,851	6,645	206	3.0	188	17	1	91.3	8.3	0.5	0.6	0.0	3
					月齢外	273	70	20.4	51	16	-	3	-	72.9	22.9	-	4.3	-	6,831	6,625	206	3.0	188	17	1	91.3	8.3	0.5	0.6
与那原町	253	238	94.1	198	40	16.8	29	10	-	1	-	72.5	25.0	-	2.5	-	4,733	4,592	141	3.0	127	14	-	90.1	9.9	-	0.6	0.1	5
					月齢外	198	40	16.8	29	10	-	1	-	72.5	25.0	-	2.5	-	4,733	4,592	141	3.0	127	14	-	90.1	9.9	-	0.6

対象者数	受診者数 ①+②	受診率(%)	むし歯のない者(人)①	むし歯のある者(人)②										現在歯数(本)			むし歯の内訳(本)			(% )			一人平均(本)	(喪失によるむし歯)			
				型別分類			記入なし			計				計	健全歯数	むし歯総数(%)	未処置歯数	処置歯数	(喪失によるむし歯)	未処置歯数	処置歯数	(喪失によるむし歯)					
				A	B	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	記入なし	A	B	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	記入なし														
中町村	525	90.3	376	74	20	2	2	-	75.5	20.4	2.0	2.0	-	9.428	9,131	297	3.2	280	17	-	94.3	5.7	-	0.6	0.0	10	
				南風原町	474	367	74	19	2	2	-	76.3	19.6	2.1	2.1	-	9,228	8,941	287	3.1	271	16	-	94.4	5.6	-	0.6
八重瀬町	444	89.9	312	64	21	1	1	-	73.6	24.1	1.1	1.1	-	7,941	7,687	254	3.2	214	40	-	84.3	15.7	-	0.6	0.1	13	
				久米島町	367	285	60	20	1	1	-	73.2	24.4	1.2	1.2	-	7,306	7,063	243	3.3	203	40	-	83.5	16.5	-	0.7
渡嘉敷村	79	75.9	48	9	3	-	-	-	80.0	20.0	-	-	-	635	624	11	1.7	11	-	-	100.0	-	-	0.3	-	2	
				久米島町	60	48	12	20.0	9	3	-	75.0	25.0	-	-	-	1,195	1,162	33	2.8	30	3	-	90.9	9.1	-	0.6
渡名喜村	10	90.0	6	3	33.3	2	1	-	66.7	33.3	-	-	-	180	173	7	3.9	6	1	-	85.7	14.3	-	0.8	0.1	-	
				渡名喜村	9	6	3	42.9	2	1	-	66.7	33.3	-	-	-	140	133	7	5.0	6	1	-	85.7	14.3	-	1.0
南大東村	6	83.3	5	5	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				南大東村	5	4	1	20.0	1	-	-	100.0	-	-	-	-	100	98	2	2.0	2	-	-	100.0	-	-	0.4
北大東村	7	100.0	3	4	57.1	1	3	-	25.0	75.0	-	-	-	140	123	17	12.1	10	7	-	58.8	41.2	-	2.4	1.0	-	
				北大東村	7	3	4	57.1	1	3	-	25.0	75.0	-	-	-	140	123	17	12.1	10	7	-	58.8	41.2	-	2.4
宮古高市	580	89.0	362	154	29.8	106	38	1	9	68.8	24.7	0.6	5.8	-	10,279	9,752	527	5.1	403	123	1	76.5	23.3	0.2	1.0	0.2	10
				宮古高市	484	341	143	29.5	97	36	1	9	67.8	25.2	0.7	6.3	-	9,640	9,141	499	5.2	384	114	1	77.0	22.8	0.2
多良間村	6	100.0	3	3	50.0	2	1	-	66.7	33.3	-	-	-	119	100	19	16.0	10	9	-	52.6	47.4	-	3.2	1.5	-	
				多良間村	6	3	3	50.0	2	1	-	66.7	33.3	-	-	-	119	100	19	16.0	10	9	-	52.6	47.4	-	3.2
石垣市	541	92.1	405	93	18.7	71	20	-	76.3	21.5	-	2.2	-	9,930	9,646	284	2.9	251	33	-	88.4	11.6	-	0.6	0.1	4	
				石垣市	464	379	85	18.3	67	16	-	78.8	18.8	-	2.4	-	9,252	9,013	239	2.6	217	22	-	90.8	9.2	-	0.5
竹富町	44	93.2	32	8	23.0	4	4	-	50.0	50.0	-	-	-	678	633	45	6.6	34	11	-	75.6	24.4	-	1.3	0.3	1	
				竹富町	41	30	9	23.1	7	2	-	77.8	22.2	-	-	-	778	744	34	4.4	31	3	-	91.2	8.8	-	0.9
与那国町	29	96.6	27	1	3.6	1	-	-	100.0	-	-	-	-	556	551	5	0.9	5	-	-	100.0	-	-	0.2	-	-	
				与那国町	28	27	1	3.6	1	-	-	100.0	-	-	-	-	556	551	5	0.9	5	-	100.0	-	-	0.2	-









実施年月日 2020/4/1 ~ 2021/3/31 令和2年度 3歳児健康診査市町村別統計 (歯科) No.3 単位:人

市町村	むし歯のある者(再掲)										歯科医師判定(実人員)					
	計	1 本	2 本	3 本	4 本	5 本	6 本以上	記入 なし	計	1 問題 なし	2 要 助 言	3 要 経 観	4 検 要 精 査	5 要 治 療	6 治 療 中	
総計	2,655	602	965	300	292	409	87	-	13,270	7,387	1,430	2,430	33	1,476	514	
内 適正月齢	2,420	552	878	271	270	370	79	-	12,440	6,953	1,337	2,292	32	1,361	465	
内 適正月齢外	235	50	87	29	22	39	8	-	830	434	93	138	1	115	49	
国頭村	4	-	1	1	-	2	-	-	24	17	1	3	-	3	-	
適正月齢外	3	-	-	1	-	2	-	-	23	17	1	3	-	2	-	
大宜味村	4	-	3	1	-	-	-	-	23	12	5	4	-	2	-	
適正月齢外	4	-	3	1	-	-	-	-	23	12	5	4	-	2	-	
東村	7	2	2	-	2	1	-	-	14	1	9	-	-	4	-	
適正月齢外	5	1	2	-	2	-	-	-	12	1	8	-	-	3	-	
今帰仁村	9	1	4	-	1	3	-	-	77	67	-	5	-	3	2	
適正月齢外	9	1	4	-	1	3	-	-	75	65	-	5	-	3	2	
本郷町	30	7	13	3	1	5	1	-	118	75	-	21	-	22	-	
適正月齢外	28	7	12	2	1	5	1	-	115	75	-	19	-	21	-	
名護市	116	23	44	10	16	23	-	-	586	322	68	100	2	85	9	
適正月齢外	113	22	43	10	15	23	-	-	574	317	65	99	2	83	8	
伊江村	15	4	4	-	3	4	-	-	46	43	1	-	-	2	-	
適正月齢外	13	4	3	-	3	3	-	-	42	39	1	-	-	2	-	
伊平屋村	1	-	-	-	-	1	-	-	4	4	-	-	-	-	-	
適正月齢外	1	-	-	-	-	1	-	-	12	10	1	1	-	-	-	
伊是名村	3	3	-	-	-	-	-	-	10	9	-	-	-	1	-	
適正月齢外	2	2	-	-	-	-	-	-	9	8	-	-	-	1	-	
恩納村	24	7	11	1	-	5	-	-	98	56	4	18	-	12	8	
適正月齢外	23	7	10	1	-	5	-	-	93	53	4	17	-	11	8	
宜野座村	25	4	9	5	6	1	-	-	80	34	12	19	-	4	11	
適正月齢外	22	4	8	3	6	1	-	-	71	31	11	15	-	4	10	
金武町	19	2	5	4	2	5	1	-	103	69	16	4	-	12	2	
適正月齢外	19	2	5	4	2	5	1	-	102	68	16	4	-	12	2	
うるま市	249	55	78	35	27	42	12	-	1,093	417	210	270	1	140	55	
適正月齢外	230	50	72	33	26	38	11	-	1,034	400	199	251	1	132	51	
	19	5	6	2	1	4	1	-	59	17	11	19	-	8	4	



	むし歯のある者(再掲)										歯科医師判定(実人員)									
	計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	記入なし	計	1	2	3	4	5	6
	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本			問題なし	要助言	要経観	検査精密	要治療	治療中
市町村	87	25	30	12	6	10	4	-	-	-	-	-	-	399	204	19	99	3	57	17
八重瀬町	82	24	27	12	5	10	4	-	-	-	-	-	-	367	187	19	89	3	52	17
久米島町	12	4	5	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	60	35	4	12	-	7	2
渡嘉敷村	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	9	4	1	1	-	-	3
鹿間味村	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	1	-	-	-	3
粟国村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-
渡名喜村	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	-	2	-	-	-
南大東村	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6	1	-	-	-	-
北大東村	4	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	7	3	-	2	-	1	1
宮古島市	154	22	62	21	17	24	8	-	-	-	-	-	-	516	321	50	67	1	62	15
多良間村	11	2	3	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	484	300	47	66	1	59	11
石垣市	93	27	26	12	12	14	2	-	-	-	-	-	-	498	256	68	112	-	44	18
竹富町	9	-	4	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	464	244	58	107	-	39	16
与那国町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	12	10	5	-	5	2
	3	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6	2	1	-	-	3	-
	3	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6	2	1	-	-	3	-
	85	26	24	12	12	9	2	-	-	-	-	-	-	464	244	58	107	-	39	16
	8	1	2	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	34	12	10	5	-	5	2
	9	-	4	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	41	26	6	4	-	5	-
	9	-	4	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	39	24	6	4	-	5	-
	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	28	18	4	5	-	1	-
	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	28	18	4	5	-	1	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○歯科医師判定(実人員)は複数選択を優先とし、それ以降は項目番号6、5、3、2、1の順に採用した。

## 令和3年度 事業計画書

### 〔I〕公益目的活動・法人組織活動の部

#### 1 乳幼児健康診査の実施及び充実強化

子どもの健康の保持増進を図ることを目的として、市町村の委託を受けて県内の乳幼児健康診査を多職種連携によるチームで実施する。さらには精度管理等内容の充実強化に努める。

- (1) 乳幼児健康診査の実施（40市町村）
- (2) 乳幼児健康診査受診率向上に向け情報提供等
- (3) 乳幼児健康診査の未受診者対策等に関し調整会議
- (4) 乳幼児健康診査実施に関する市町村・保健所等連絡会議
- (5) 乳幼児健康診査における精度管理体制の整備及び強化
- (6) 乳幼児健康診査への協力者確保に関する推進活動
- (7) 乳幼児健康診査ICTシステム構築及び導入推進活動
- (8) 乳幼児健康診査受託に関する調整等市町村訪問
- (9) 乳幼児健康診査に関する情報交換会開催

健康診査受託予定市町村

健康診査名	集団健診	集団と個別 健診併用	情報処理	計（％）
乳児	35	4	1	40 (97.6)
1歳6か月児	35	—	4	39 (95.1)
3歳児	40	—	—	40 (97.6)
2歳児歯科	—	—	4	4 (10.0)

※（ ）は全市町村41に対する率

令和3年度乳幼児健康診査実施予定回数（集団）

健康診査名	診察体制			計	
	1診	2診	3診		
単独	乳児	114	72	42	228
	1歳6か月児	214	37	—	251
	3歳児	276	91	—	367
セット	乳児&1.6歳&3歳	53	—	—	53
	1.6歳&3歳	16	6	—	22

#### 2 人材育成等に関する活動

小児保健医療の従事者や市町村職員向けの研修会等を開催することにより、小児保健従事者の資質向上に努める。また、県外で開催される学術集会等へ関係者を派遣することで母子保健に関する情報収集等を図る。

- (1) 乳幼児健康診査関係者対象
  - 1) 健診協力者研修会の開催
  - 2) 乳幼児健康診査実績 報告会並びに市町村母子保健担当者研修会の開催  
期 日：2021年7月30日（金） 会 場：沖縄小児保健センター

- (2) 小児保健関係者等対象
  - 1) 沖縄県小児保健学会の開催
  - 2) 保健セミナーの開催  
期 日：2022年1月21日（金） 会 場：沖縄小児保健センター
  - 3) 医師研修会の開催 年2回
  - 4) 保健師研修会の開催  
期 日：2021年5月24日（月）・25日（火） 会 場：沖縄小児保健センター
  - 5) 子どもの生活習慣対策に関する講演会等の開催
  - 6) 母子保健推進員の研修会開催  
（主催：沖縄県母子保健推進員連絡協議会 沖縄県小児保健協会）  
年2回開催
  - 7) 沖縄県母子保健大会の開催  
期 日：2022年1月20日（木）
  - 8) ランチョンセミナーの開催 年2回
- (3) 育児支援者養成事業
- (4) 県外への派遣制度
  - 1) 市町村職員や小児保健関係者を学術集会等へ派遣
  - 2) 日本小児保健セミナーへの派遣（東京都）
  - 3) 健やか親子21全国大会への派遣
  - 4) 日本小児保健協会学術集会等へ演題発表者の派遣
- (5) 第68回日本小児保健協会学術集会の開催（コロナ禍にありWeb開催）  
期 日：2021年6月18日（金）～20日（日）

### 3 啓発普及に関する活動

一般向けの講演会等を開催することにより、地域住民の小児保健に関する知識の啓発や子育て支援に繋げる。啓発の諸活動は、関係機関等との連携や支援を持って推進展開する。

- (1) 子育て支援に関する研修会開催
- (2) 麻しん・風しんゼロ実現に向けての啓発活動
- (3) 子どもの事故等の小児救急啓発に関する講演会の開催
- (4) 予防接種の啓発活動等に関する講演会の開催
- (5) 子どもの生活習慣に関する啓発活動
- (6) 乳幼児のむし歯の罹患率を改善する啓発活動

### 4 小児保健に関する調査・研究並びに情報収集や評価等に関する活動

沖縄の子ども達の健康や生活習慣等に関する調査を行う。また、会員から小児保健医療等に関するテーマの特別研究を募る。

一方、小児保健に関連ある情報収集や啓発活動に必要な情報等の整理等を行う。

- (1) 乳幼児健康診査結果の分析、情報還元、利活用
- (2) 乳幼児健康診査のフォロー基準等の評価・管理
- (3) 乳幼児健康診査統計処理に関する研究事業等へ協力



- (4) 乳幼児健康診査システム構築に関する情報収集活動
- (5) 小児保健情報センター設置等に関する調整
- (6) 親子健康手帳の活用等に関する調査
- (7) その他調査研究等に関する受託事業
- (8) 沖縄の母子保健に関する情報収集
- (9) 沖縄の乳幼児健康診査導入時からの実績を編纂
- (10) ホームページ内容の企画調整
- (11) 日本小児保健協会学術集会開催に向けての情報収集

## 5 母子保健功労者の顕彰事業

永年地域で活躍している母子保健従事者を顕彰することで、地域の母子保健活動の活性化を促す。

- (1) 沖縄県母子保健大会長表彰  
沖縄の母子保健活動に顕著な功績があった個人並びに団体を顕彰する。
- (2) 沖縄小児保健賞  
第44回保健文化賞受賞を記念し、沖縄の小児保健活動に顕著な功績があった個人並びに団体を顕彰する。
- (3) 乳幼児健康診査功労賞・その他  
乳幼児健康診査事業へ顕著な功績があった個人を顕彰する。

## 6 各種支援事業

小児保健活動を行う団体の活動を支援することにより、沖縄の小児保健活動の活性化を図る。

- (1) はしか“0”プロジェクトへ活動資金の援助並びに事務局業務
- (2) 沖縄県母子保健推進員協議会の事務局業務
- (3) おきなわ小児V P D研究委員会の事務局業務
- (4) その他関係業務

## 7 助成事業

小児保健医療に関する団体が開催する研修会等へ助成することで、人材育成へ繋げる。

- (1) 小児科学会沖縄地方会、沖縄県小児科医会へ講演会資金等の助成
- (2) 関係団体が開催する小児保健に関する講演会等に対し補助
- (3) その他関係業務

## 8 国際協力事業

海外の小児保健・医療関係者の視察研修の受入を図る。

## 9 広報並びに出版活動

小児保健活動の紹介や啓発用の冊子等の刊行、乳幼児健康診査結果から得られる情報提供等を図る。

- (1) 沖縄県小児保健協会機関誌「沖縄の小児保健」第49号（年刊）の発行
- (2) 乳幼児健康診査受診票や関係冊子等を印刷し、市町村へ配付
- (3) 小児保健指導用のパンフレット等を作成し、市町村等関係機関に配布
- (4) 乳幼児健康診査実績報告書を作成し、関係機関へ配布

- (5) 親子健康手帳の印刷
- (6) 小児保健医療等関係の冊子等を作成し実費頒布
- (7) ホームページを活用して小児保健情報の提供 <http://www.osh.or.jp/>

## 10 小児保健医療等の向上に必要な受託事業等

沖縄県並びに市町村等より小児保健に関する受託事業を受けることで、地域住民の知識の啓発や福祉人材育成等に資する。

- (1) 自立支援医療の医学的判定業務（40市町村）
- (2) 親子で歯っぴ〜プロジェクト（5歳児版）
- (3) 家庭訪問支援員等児童相談業務担当者研修事業  
乳児全戸訪問並びに養育支援訪問事業に関わる家庭訪問支援員等研修会の開催

## 11 沖縄小児保健センターに関する諸活動及び運用

小児保健センターを地域に開かれた研修施設並びに小児保健情報収集可能な施設とする。

- (1) 沖縄小児保健センターの周知活動
- (2) 沖縄小児保健センターの管理運営

## 12 公益社団法人としての組織整備

公益社団法人としての組織整備等を図る。

- (1) 公益社団法人沖縄県小児保健協会の周知
- (2) 沖縄県小児保健協会会員勧誘の推進
- (3) 諸規則等の整備
- (4) 母子保健関係機関との連携強化

## 13 総会並びに理事会の開催

定款に定める総会や理事会を開催する。

- (1) 公益社団法人沖縄県小児保健協会の定時総会又は必要に応じ臨時総会を開催する。
  - 1) 定時総会  
期 日：2021年6月5日（土）午後  
会 場：沖縄小児保健センター
- (2) 理事会を定期的に開催する。
  - 1) 定時理事会の開催（5月、10月、1月、3月）
  - 2) 臨時理事会の開催（随時）

## 14 各種委員会活動

各種委員会を設置し、事業の企画運営や整備等を図る。

- (1) 企画運営委員会の開催
- (2) 乳幼児健診委員会の開催
  - 乳幼児健診ICTシステム構築委員会
  - 乳幼児健診精度管理部会

○親子健康手帳検討部会

(3) 学術編集委員会の開催

(4) 特別委員会の開催

○子どもの生活習慣対策委員会

(5) 倫理委員会の開催

(6) 日本小児保健協会学術集会準備委員会の開催

15 その他

(1) 小児保健センター等のメンテナンス

(2) 公益社団法人等に関する研修会等へ参加

〔Ⅱ〕収益活動の部

1 契約駐車場の管理運営

(1) 契約駐車場の管理及び運営

# 公益社団法人沖縄県小児保健協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この法人は、公益社団法人沖縄県小児保健協会と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を沖縄県島尻郡南風原町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、小児保健に関する普及啓発並びに人材育成等の公益目的事業を関係機関等との連携を図りながら推進し、ひいては沖縄県の小児保健の資質向上に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児健康診査事業の推進
  - (2) 小児保健の調査及び研究等
  - (3) 小児保健医療等の向上推進
  - (4) 学術集会及び研修会等の開催
  - (5) 母子保健従事者等の育成及び顕彰
  - (6) 小児保健活動関係等への助成
  - (7) 機関誌その他冊子等の出版
  - (8) 国際的母子保健関連事業への協力
  - (9) 沖縄県小児保健協会附属クリニックの管理運営
  - (10) 沖縄小児保健センターの管理運営
  - (11) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、沖縄県内において行うものとする。
- 3 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。
- (1) 契約駐車場の管理運営
  - (2) その他前号に掲げる事業に関連する事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

**第5条** この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
  - (3) 名誉会員 この法人に功労があった者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

**第6条** この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

**第7条** 会員は、総会において定める会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

**第8条** 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により会員を除名したときは、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

**第10条** 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会費等を2年以上滞納したとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡、又は団体が解散したとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

**第11条** 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時

総会を開催する。

(招集)

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面あるいは電磁的記録をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

**第15条** 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 不可欠特定財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

**第18条** 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は、議決権の行使を委任することができる。

2 正会員は予め通知された事項について、書面あるいは電磁的方法をもって、表決を行うことができる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第19条** 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第20条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、会長及び出席した理事のうちから1名で記名押印するものとする。

## 第5章 役員

(役員の設定)

**第21条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、8名以内を常任理事とする。

3 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第22条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び常任理事は、理事会において選任する。

3 理事会は、常任理事より副会長、専務理事を選任することができる。ただし、副会長2名以内、専務理事1名とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

**第23条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常任理事は、理事会が別に定める職務権限規則により、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第24条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

**第25条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第26条** 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

**第27条** 理事は無報酬とする。ただし、常勤理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

**第28条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の軽減)

**第29条** この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長)

**第30条** この法人は、名誉会長の称号を付与することができる。

2 名誉会長とは、この法人の会長となったことがある者の中から、特にこの法人の発展に著しい貢献のあった者を理事会において推挙し、総会において選任する。

3 名誉会長の職務は、会長からの相談に応じ、助言することができる。

4 名誉会長の任期は、名誉会長が会員である期間とする。

## 第6章 理事会

(構成)

**第31条** この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。



(権限)

**第32条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第29条1項の責任の免除

(開催)

**第33条** 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

**第34条** 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

**第36条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過

半数をもって行う。

(決議の省略)

**第37条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第38条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

**第39条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会長、出席した理事のうちから2名及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

## 第7章 常任理事会

(常任理事会)

**第40条** この法人の事業の円滑な運営を図るため、常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

3 業務執行の迅速な対応を図るため、年6回以上常任理事会を開催するものとする。常任理事会は、理事会の審議事項の検討などの準備を行うものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

**第41条** この法人の事業の円滑な運営を図るため、委員会を設置することができる。委員会は常設委員会と必要に応じ特別委員会を設置する。

2 常設委員会の委員は理事会、特別委員会の委員は常任理事会の決議による。

3 委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、常設委員会は理事会、特別委員会は常任理事会の決議により別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

**第42条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第43条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第44条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- （会計原則等）

**第45条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規則によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

**第46条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

（解散）

**第47条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

**第48条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

**第49条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

（事務局）

**第50条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

**第51条** 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規則
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第52条第2項に定める情報公開規則によるものとする。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第52条** この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

**第53条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

**第54条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補 則

(委任)

**第55条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益

法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は玉那覇榮一とする。

**附 則**

1 この定款は、平成26年度公益社団法人沖縄県小児保健協会定時総会の承認の日から施行する。

## 令和3年度公益社団法人沖縄県小児保健協会役員名簿

職名	氏名	職種	所属
会長	宮城 雅也	医師	沖縄中部療育医療センター
副会長	當間 隆也	医師	Kukuruきつずクリニック
	照屋 明美	保健師	沖縄県小児保健協会
常任理事	浜端 宏英	医師	アワセ第一医院
	小濱 守安	医師	沖縄南部療育医療センター
	上原 真理子	医師	うえはらこどもクリニック
	棚原 睦子	事務	沖縄県小児保健協会
理事	笠原 寛子	栄養士	沖縄県栄養士会
	兼次 拓也	医師	沖縄小児科学会代表 (琉球大学大学院医学研究科育成医学(小児科)講座)
	亀川 偉作	弁護士	亀川法律事務所
	島袋 富美子	保健師	沖縄県看護協会
	比嘉 猛	医師	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
	比嘉 千賀子	歯科医師	沖縄県八重山保健所
	富名腰 義裕	医師	にぬふぁ保育園 園長
	真喜屋 智子	医師	沖縄県立中部病院 総合周産期母子医療センター 新生児内科
	屋良 朝雄	医師	那覇市立病院
	前里 万里子	保健師	那覇市健康部 那覇市保健所地域保健課
	高安 佐和子	保育士	沖縄県保育士・保育教諭会
	勝連 啓介	医師	平安病院
	仲本 千佳子	医師	名護療育医療センター
	道田 睦美	公認心理師	琉球大学病院精神科神経科
監事	幸地 東		特定非営利活動法人 病院経営支援機構
	岡山 稔		沖縄県知事公室広報課

## 投 稿 規 則

- 1 沖縄の小児保健研究は公益社団法人沖縄県小児保健協会（以下当協会）の機関誌であり、様々な職種の会員による研究論文発表の場です。投稿原稿の著者は、当協会会員であることを要します。および共著者は研究の構想から関与し、論文の出版に承諾した（重要な示唆などを含む）ものに限り、投稿原稿は小児保健領域の未発表のものに限り、他誌と重複投稿した原稿は受付できません。
- 2 研究に際しては、所属施設の倫理委員会の承認を得て実施することが求められています。特にヒトおよび人体材料、動物を対象とした研究、研究施設の内部データを使用する等の倫理的な配慮が必要な研究を行う場合、倫理委員会などで承認を得た旨および承認番号を記載してください。動物実験を含む研究の実施計画は、世界医師会によるヘルシンキ宣言による規程に従って下さい。症例報告については、対象者等の匿名化を適切に行ったうえで、論文中にインフォームド・コンセントを得たことを記載してください。
- 3 投稿原稿の採択は当協会学術編集委員会が決定します。論文は、研究（原著）、報告、資料、症例報告、その他とします。論文の種類は、最終的に編集委員会が決定します。
- 4 論文の種類は次の通りです。

### 【研究（原著）】

子どもの保健にかかわる主題について、科学的方法論と考察により論を展開し、答えを導く独創的な学術論文とします。査読の対象となります。

目的、対象と方法、結果、考察、結論の構成としてください。

### 【報告】

自由な形式の調査・研究報告です。活動内容が保健・医療現場、家族・社会、または行政的に、意義があると判断される論文とします。目的、対象と方法、結果、考察、結論などの構成にしてください。

### 【資料】

小児保健に関する有用な統計資料等に説明を加えたものです。また考察を加えることのできない生データです。

### 【症例報告】

小児保健的示唆が得られた症例の報告です。特定の個人を識別できる表現を用いずに記述してください。

## 5 投稿論文の書き方

- 1) 投稿原稿はMicrosoft Wordを使用し、A4判の用紙に、10.5または11ポイントの文字で、横40字、20行で1頁800字で順に頁番号を記して印字してください。  
文体は平易な口語体を用いて下さい。常用漢字を用いることを原則とし、人名、物名、地名は原則として原語を用いて下さい。
- 2) 投稿原稿は12,000字（本文+図表、参考文献）以内とします。図、表は原則1点400字換算とします。図・表は著者の説明を補完するものとし、数は必要最小限にとどめ、表題をつけてください。図表の挿入位置を本文中に記して下さい。
- 3) 章節のはじめは、なるべく、I. II…、1. 2…、i. ii…、a. bの順にして下さい。  
文中および図表の数字はアラビア数字、ギリシャ文字を用い（すなわち1. 2. 3…、I. II. III…）、度量衡の単位は次のように記して下さい。kg. g. m. cm. mm. L. dL. mL. g/dL。  
略語を用いる場合は、一般に使われているものに限り、初出の箇所に省略しない語を記載し、

括弧内に略語を示してください。論文中たびたび繰り返される語は略語を用いて構いませんが、初出の際は正式の語を用いて“以下…と略す”と断りを入れて下さい。

- 4) 図表にはそれぞれ通し番号とタイトルを記して下さい。図番号とそのタイトルは図の下中央に記し、表番号とタイトルは表の上中央に記して下さい。
  - 5) 図表は白黒印刷で判別できる明瞭なものとして下さい。写真や図表などの無断転載は原則として認めません。他文献などに掲載されている図表などを打ち直して作成した場合も内容が同じであれば転載となります。
  - 6) 表紙に表題、英文表題、著者氏名、共著者氏名、英文著者氏名、英文共著者氏名、所属先、勤務先を記して下さい。
  - 7) 表題は本文の内容を推知できるよう簡潔明瞭にし、本文もできるだけわかりやすい表現を用いて下さい。
  - 8) 投稿原稿には、英文、和文それぞれ5個以内のキーワードをつけて下さい。キーワードは索引として役に立つものを選び、略語は使用しないようにして下さい。
  - 9) 投稿論文には400字以内の日本語の論文要旨をつけて下さい。要旨は、目的、対象と方法、結果、考察を簡単にまとめて下さい。また、結論を最後に載せる場合は、著者が最終的に最も述べたい内容をまとめて下さい。
- 6) 引用文献は、主要論文に絞り、必要最小限にとどめてください。他文献などに引用されている部分を、原著を調べず引用（孫引き）することはせず、必ず原著を引用してください。

引用順に原則として文末の右肩に「1) 2)」と番号をつけ、本文原稿の最後に一括して番号順に記載して下さい。引用文献の記載は次の形式によって記載してください。著者名、編者名は3名まで記載し、それ以上は「他」（日本語文献の場合）あるいは「et al」（外国語文献の場合）とする。

#### 1) 雑誌掲載論文

著者名、表題、雑誌名、発行年；巻：最初頁－最後の頁。

例) 南国太郎、沖花子、沖一郎、他. 乳児の栄養に関する研究. 沖縄の小児保健1995;1:45-48.

例) Atkins JT, Heresi GP, Coque TM, et al : Recurrent group B streptococcal Disease in infants : Who should receive rifampin ? J Pediatr 1998 ;132 : 537-539.

#### 2) 単行本

著者名、書名、発行社の所在地名：発行社、発行年。

例) 沖一郎. 血液検査指導ガイドンス第1版. 沖縄：保健協会社、1998.

#### 3) 単行本分担執筆

著者名、分担執筆部分の表題、編集者名、書名、発行社の所在地名：発行社 発行年；  
分担部分の最初の頁－同最終の頁

例) 那覇志郎. 乳児血色素量の標準偏差. 沖一郎編. 血液検査指導ガイドンス. 第1版. 沖縄：保健協会社、1998：24-26.

#### 4) 電子文献

著者名、ウェブ頁の表題、ウェブサイトの名称：入手先URL、(参照日付)

例) 発行機関名 (調査/発行年次)、表題、URL、アクセス年月日

例) 一般社団法人日本周産期・新生児医学会新生児蘇生法普及事業ホームページ：NCPR2015；  
アルゴリズム図PDF版

[http://www.cprjp/guideline\\_update/pdfy2015algorithm.pdf](http://www.cprjp/guideline_update/pdfy2015algorithm.pdf) (2015年11月5日アクセス)

\* 公的機関から提供される情報 (統計、法令等)、電子ジャーナルのみを対象とする。



- 7 論文のPDFを電子メールで送付します。別刷りの作成は当協会では取り扱いません。
- 8 沖縄の小児保健に掲載された著作物（電子媒体への変換による利用も含む）の著作権は、当協会に帰属させていただきます。
- 9 沖縄の小児保健を広く小児保健関係者に活用してもらうために、電子化されたものを当協会ホームページとメディカルオンラインに掲載します。
- 10 投稿前に論文投稿チェックリストを確認し、投稿原稿と一緒に送付してください。
- 11 原稿の投稿は、下記の電子メールアドレスで受付します（電子メールで原稿を送信できない場合は、下記問合せ先へお電話下さい）。原稿が受付されると、下記電子メールアドレスより原稿受領通知が送信されます。ご投稿後3日以内に原稿受領通知が届かない場合は、受け付けがされていませんのでご注意ください。

原稿受付アドレス：[kodomo@osh.or.jp](mailto:kodomo@osh.or.jp)

問合せTEL：098-963-8462（沖縄県小児保健協会）

令和3年8月31日 改正

## 論文投稿チェックリスト

論文表題

筆頭著者

研究倫理について

倫理審査委員会の審査を受けた

委員会の名称と承認番号を「対象と方法」項に記載した

研究倫理指針の対象外となる研究である

※指針の対象についてご不明な場合は所属機関の倫理審査委員会にお問い合わせください

インフォームド・コンセント（インフォームド・アセント）について

書面で実施した

「対象と方法」項に記載した

書面以外の方法で実施した

方法（ ）

「利益相反に関する開示文書」を著者全員について個人別に作成した

自筆署名  該当の有無

投稿に先立ち著者全員の校閲を受けた

筆頭著者は沖縄県小児保健協会の個人会員である

本論文は他誌に掲載済みではなく、投稿中でもない

原稿の順番のチェック

1. 表紙 2. 要旨 3. 本文 4. 引用文献 5. 表 6. 図の説明 7. 図

要旨は、目的、対象と方法、結果、考察、結論の順で、400字以内で簡潔にまとめた

本文は、目的、対象と方法、結果、考察、結論の順で構成した

利益相反、学会発表・研究費助成に関して、本文の末尾に記載した

英文要旨は300語以内で、英語を母語とするものの校正を受けた

原稿は12,000字（図表含む）以内である（図・表は1点400字換算）

文体はわかりやすい日本語で、外来語はできるだけ日本語に置き換えた

統計解析の方法は適切である

## 編集後記

新型コロナ感染症が2022年も続いています。5月には沖縄県の感染者は2,000人を超える日が続き10万人当たりの感染者数も1,002人と全国最多となっています。これまでワクチンの対象外であった10代未満の感染が急増してきました。夏季のマスク着用による熱中症のリスクも取りざたされています。巻頭言では、沖縄県保健医療部ワクチン接種等戦略課副参事の森近省吾様は「沖縄県における新型コロナウイルス感染症とワクチン接種」と題して、沖縄県のコロナ対策について述べています。昨年6月18日から3日間、宮城雅也会長のもと第68回日本小児保健協会学術集会在開催されました。学術集会では日本小児保健協会の小枝達也会長と台湾のオードリー・タン大臣とのインターネット対談を開催しましたが、対談にまつわるご報告を小枝達也会長からいただきました。学術集会の詳細を当間副会長に報告していただき、学術集会のテーマの中からCOVID-19特集として、大畑尚子様「災害時小児周産期リエゾンの機能とCOVID-19対応に果たした役割」、吉田朝秀様「沖縄県のCOVID-19パンデミック」、吉田智枝美様「コロナ禍における沖縄県看護協会の果たす役割」、嘉数真理子様「カンボジアのコロナ感染状況」、張慶哲様「COVID-19ワクチンについて（ワクチン忌避と合わせて）」のご報告をいただきました。当協会のCOVID-19流行時における乳幼児健康診査に対する考え方も追記してもらいました。論文に関しては、全国学術集会のため2021年度の沖縄県小児保健協会学術集会を中止しました。第68回学術集会で発表いただきました県内の先生方へ論文投稿をお願いしましたところ狩野岳史様、田場真由美様より研究論文、大城勇輝様、金城志麻様から報告論文合わせて4題をいただきました。いずれも読み応えのある論文報告であり、例年同様に充実した機関誌発行となりました。また松岡孝様より「医療的ケア児の現状と課題」の特別寄稿、地域レポートでは、花城由紀季子様より「3歳児健診における視力検査をどのように捉え保健活動に活かすか」、座安くみこ様より、「本部町子育て世代包括支援センターについて」をいただきました。仲本千佳子様より、施設紹介として、「小児科医が感じる保育の魅力」をご寄稿いただきました。新型コロナ感染症流行の最中でしたが、皆様のご協力をいただき、無事発刊できました。感謝申し上げます。

小 濱 守 安

**【編集委員】**

小濱 守安	永島すえみ	阿部 正子	泉川 良範	田場真由美
辻野久美子	外間登美子	真喜屋智子	道田 睦美	屋良 朝雄
吉田 朝秀	吉年 俊文			

**沖縄の小児保健第49号**

令和 4 年 3 月 31 日発行

発行人	宮 城 雅 也
編集代表	小 濱 守 安
発行所	公益社団法人 沖縄県小児保健協会 〒901-1105 南風原町字新川218-11 TEL 098-963-8462
印刷	株式会社 国 際 印 刷